

# 妙高市過疎地域持続的発展計画

令和3年度～令和7年度

令和3年12月策定

(令和4年12月変更)



新潟県妙高市

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された国際社会共通の目標である。

世界中の国々が一緒になって、地球を住みやすい星にしようという取組で、温暖化や貧困、不平等・格差、健康・福祉などの様々な問題を解決し、地球を、そして私たちの世界を将来にわたって持続させるため、17の国際目標と169のターゲットで構成されている。

妙高市は、世界の一員として、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、「第3次総合計画（以下「総合計画」という。）」をはじめとした各種計画においてSDGsの達成に向けた取組を推進しており、過疎地域持続的発展計画においても、施策ごとにSDGsの目標を関連付け、更なるSDGsの推進に取り組むこととする。

# 目 次

## 1 基本的な事項

- (1) 妙高市の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 人口及び産業の推移と動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (3) 行財政の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (4) 地域の持続的発展の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (5) 地域の持続的発展のための基本目標・・・・・・・・・・ 8
- (6) 計画達成状況の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (7) 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (8) 公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・・・・・・ 8

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

- (1) 移住・定住の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (2) 地域間交流の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (3) 人材の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (4) 公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・・・・・・ 12

## 3 産業の振興

- (1) 農業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (2) 林業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- (3) 商工業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- (4) 企業誘致等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- (5) 情報通信産業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- (6) 観光又はレクリエーション・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- (7) 産業振興促進事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- (8) 公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・・・・・・ 21

## 4 地域における情報化

- (1) 地域における情報化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- (2) 公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・・・・・・ 23

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

- (1) 交通基盤・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- (2) 交通機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- (3) 公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・・・・・・ 28

<b>6</b>	<b>生活環境の整備</b>	
(1)	水道施設	29
(2)	汚水処理施設	29
(3)	廃棄物処理施設	30
(4)	消防施設	31
(5)	地域防災	31
(6)	公共施設等総合管理計画との整合	33
<b>7</b>	<b>子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進</b>	
(1)	子育て環境の確保	34
(2)	高齢者の保健及び福祉	34
(3)	障がい者福祉	35
(4)	健康づくり	36
(5)	公共施設等総合管理計画との整合	38
<b>8</b>	<b>医療の確保</b>	
(1)	医療の確保	39
(2)	公共施設等総合管理計画との整合	40
<b>9</b>	<b>教育の振興</b>	
(1)	学校教育	41
(2)	生涯学習	42
(3)	公共施設等総合管理計画との整合	45
<b>10</b>	<b>集落の整備</b>	
(1)	集落の整備	46
(2)	公共施設等総合管理計画との整合	47
<b>11</b>	<b>地域文化の振興等</b>	
(1)	地域文化の振興	48
(2)	公共施設等総合管理計画との整合	49
<b>12</b>	<b>再生可能エネルギーの利用の推進</b>	
(1)	再生可能エネルギーの利用の推進	50
(2)	公共施設等総合管理計画との整合	51

### 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

- (1) 地域に根ざした自治の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
- (2) 市民との協働によるSDGsの実践・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
- (3) 公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53

■事業計画一覧（令和3年度～令和7年度）※再掲・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

■用語解説集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69

計画中の※印については、用語解説集をご覧ください

# 1 基本的な事項

## (1) 妙高市の概況

### ア 妙高市の概要

妙高市は、平成 17 年 4 月 1 日に旧新井市と旧妙高高原町、旧妙高村の 1 市 1 町 1 村が合併して誕生した市である。

本市は、新潟県の南西部に位置し、上越市、糸魚川市、長野県の飯山市、長野市、北安曇郡小谷村、上水内郡信濃町に隣接し、市域面積は 445.63 k m<sup>2</sup>で、県土の約 3.5%を有し、山林・原野面積が約 55.6%と過半を占めている。

西側は、妙高山や火打山など、標高 2,000~2,500m級の山々に、南東側は、斑尾山、袴岳など標高 1,000m級の関田山脈に囲まれている。中央部を流れる関川、矢代川をはじめとする大小の河川は、肥沃な扇状地を形成しており、周辺には豊かな田地帯が広がっている。

気候は、日本海側特有の気候で、四季の変化に富み、夏季は高温多湿、冬季は北西の季節風により全国有数の豪雪地帯となっている。

交通アクセス面では、隣接する上越市と長野県を結ぶように、市域の中央部を南北に、えちごトキめき鉄道が縦貫し、これと並行するように国道 18 号と上信越自動車道が、東部には国道 292 号が長野県飯山市に伸びており、広域的な交通網を構築している。上信越自動車道は、平成 18 年に新井スマートインターチェンジが設置され、令和元年には市内全区間 4 車線化されるなど、利便性や安全性の向上が図られている。

また、平成 27 年 3 月には、新たな国立公園として妙高戸隠連山国立公園が誕生したほか、北陸新幹線（長野～金沢間）が開業し、本市新井地域（旧新井市）の北部地区に近接する上越市大和（旧脇野田駅）に上越妙高駅が設置され、首都圏、関西圏への所要時間が大幅に短縮された。

土地利用について、北東部に位置する新井地域には、化学工業、機械製造業、電子産業などが立地し、中央部に位置する妙高地域（旧妙高村）には、優良農地が広がり、トマトをはじめとした高原野菜が栽培され、南部に位置する妙高高原地域（旧妙高高原町）は、赤倉温泉などの温泉街や妙高山麓の広大な裾野に広がるスキー場を有しており、観光レクリエーションの拠点となっている。また、令和 4 年 3 月には、環境省より、国立公園内において先行して脱炭素化に取り組むエリアとして全国で 4 番目の「ゼロカーボンパーク※」の登録を受け、SDGs 未来都市※として自然環境に配慮した脱炭素の取組やサステナブルな観光地づくりなどを推進している。

### イ 過疎の状況

令和 3 年 4 月 1 日に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（以下「過疎法」という。）では、従来より対象であった妙高地域に加え、妙高高原地域が追加され、2つの地域がその対象となった。

その後、令和 4 年 4 月 1 日には、令和 2 年国勢調査の結果を踏まえて妙高市全域が過疎地域の指定を受けた。

本市の高齢化率は、37.3%（令和 2 年国勢調査時点）、昭和 35 年の人口と比較すると減少

率は 39.1%となっていることから、高齢化や人口減少による集落機能の低下と、生活の維持や広大な農地、森林の維持管理が困難な集落の増加が懸念されている。

当市における過疎対策については、昭和 45 年度から令和 2 年度まで、過疎地域対策緊急措置法から過疎地域自立促進特別措置法までの適用を受け、道路や上下水道など生活インフラの整備をはじめ、農業や観光等の産業振興、高齢化社会への対応、少子化に対する福祉施策など、様々な過疎対策を実施してきたが、依然として地域の高齢化や人口減少に歯止めをかけるには至っていない。

そのような中、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、地方回帰や情報通信等における革新的技術の活用、テレワーク※、ワーケーション※の進展など、過疎地域の可能性を広げる新たな潮流が全国的に広がりを見せている。このような課題解決に資する動きを加速させ、地域の持続的発展に向けて、SDGs※の理念に基づく誰一人取り残さない持続可能な地域社会の形成や、集落機能の維持・再生、地域資源等を活用した地域活力の更なる向上に向けた取組を推進していくことが重要である。

## ■過疎地域の適合要件

要件（基準値）		市全体
人口要件	昭和 55 年～令和 2 年の人口減少率 30%以上	27.6%
	昭和 55 年～令和 2 年の人口減少率 25%以上	27.6%
	ア 令和 2 年の高齢者比率 38%以上	37.3%
	イ 令和 2 年の若年者比率 11%以下	10.6%
	平成 7 年～令和 2 年の人口減少率 23%以上	25.4%
財政力要件	平成 30 年～令和 2 年の財政力指数 0.51 以下	0.432

## （2）人口及び産業の推移と動向

### ア 人口の推移と動向

本市の人口動向については、昭和 55 年に 41,980 人であったが、令和 2 年に 30,383 人と、40 年間で 11,597 人、率にして 27.6%減少している。人口構造については、年少人口（15 歳未満）は 64.4%の減少、生産年齢人口（15 歳～64 歳）は 42.9%の減少となっているが、65 歳以上の人口比率は、昭和 55 年には 13.0%であったものが、令和 2 年には 37.3%となっており、少子高齢化が一段と進んでいる状況にある。

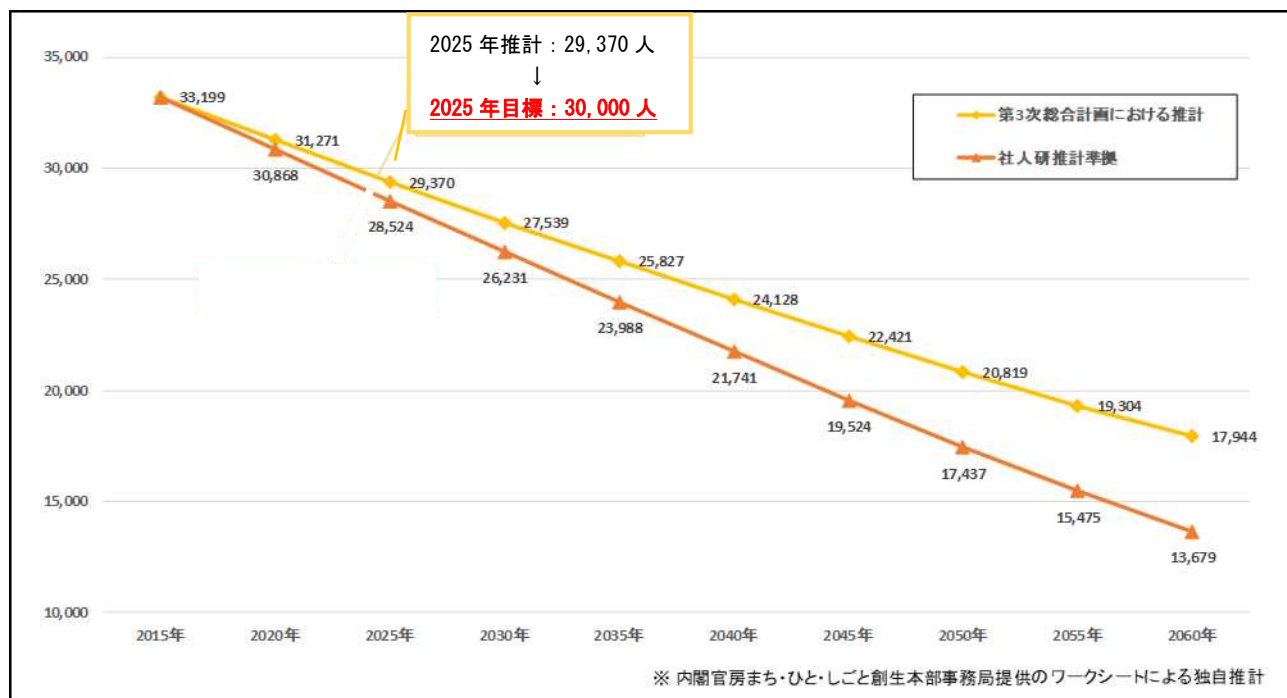
人口減少が続く中、市内における核家族化も年々進んでいることから、少子高齢化と核家族化の進展、さらには未婚化・晩婚化といったライフスタイルの変容等も相まって、高齢者の単独世帯の増加が懸念される。一方で、移住定住支援策による転入者については、近年増加傾向にある。

今後の本市の人口については、総合計画における将来推計人口の推移によると、2025 年には、29,370 人まで減少すると見込まれている。また、2040 年には 24,128 人と、2020 年（令和 2 年）の 30,383 人から 20.6%減少すると見込まれており、少子高齢化の一層の進展による年少・生産年齢人口比率の減少と、高齢者人口割合の増加が予測されている。

表 1-1 (1) -① 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和55年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総 数(a)	人 41,980	人 41,072	% △ 2.2	人 37,827	% △ 7.9	人 33,199	% △ 12.2	人 30,383	% △ 8.5	
0歳～14歳	8,828	7,389	△ 16.3	5,243	△ 29.0	3,704	△ 29.4	3,139	△ 15.3	
15歳～64歳	27,708	26,442	△ 4.6	22,183	△ 16.1	18,234	△ 17.8	15,826	△ 13.2	
うち15歳～29歳(b)	7,408	6,761	△ 8.7	5,159	△ 23.7	3,928	△ 23.9	3,225	△ 17.9	
65歳以上(c)	5,444	7,241	33.0	10,383	43.4	11,235	8.2	11,319	0.7	
不 詳	0	0	-	18	-	26	-	99	-	
若年者比率(b)／(a)	17.6%	16.5%	-	13.6%	-	11.8%	-	10.6%	-	
高齢者比率(c)／(a)	13.0%	17.6%	-	27.4%	-	33.8%	-	37.3%	-	

■総合計画における将来推計人口の推移



※総合計画より



## イ 産業の推移と動向

本市の産業構造を産業別就業人口比率で見ると、第一次産業の就業人口比率は減少基調で推移しており、第二次産業の就業人口比率は平成12年までは増加傾向にあったものの、その後、減少傾向に転じている。その一方で、第三次産業の就業人口比率の伸びは著しいものがあり、今後もこの傾向は続くものと予想される。

また、就業人口については、人口減少とともに減少傾向で、令和2年の全就業人口は15,495人となっており、10年前の平成17年からの減少率は20.3%となっている。

このようなことから、人口減少に伴う若年層の流出や担い手不足等が深刻な状況となっており、それらを起因とした地域コミュニティや集落の維持、生活関連サービスの維持・確保等が大きな課題となっている。

表1-1(2)-① 産業別人口の動向(国勢調査)

区分	昭和55年	平成7年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 23,094	人 22,408	% △ 3.0	人 19,448	% △ 13.2	人 16,498	% △ 15.2	人 15,495	% △ 6.1
第一次産業 就業人口比率	% 25.0	人 -	% 12.0	人 -	% 10.1	人 -	% 6.0	人 -	% 5.4
第二次産業 就業人口比率	% 32.4	人 -	% 37.7	人 -	% 34.7	人 -	% 31.6	人 -	% 33.2
第三次産業 就業人口比率	% 42.5	人 -	% 50.1	人 -	% 54.7	人 -	% 61.3	人 -	% 61.4

注) 総数は、「分類不能の産業」の従事者を含む。

### (3) 行財政の状況

平成17年4月の合併後、妙高市は新井地域に本庁舎、妙高高原地域、妙高地域に支所を配置することでサービス体制を維持し、相互に連携しながら地域振興と行政サービスの提供を行っている。このような中、財政需要は常に変化し、近年の急速な少子高齢化の進展や、人口減少などに伴う社会経済情勢の変化、ICT<sup>\*</sup>の高度化などに伴って、行政に対する住民ニーズは多岐にわたるとともに、コロナ禍の影響による人々の行動様式や価値観の変容といった、課題への対応が求められている。

一方で、人口減少に伴う市税収入や普通交付税の減額が懸念され、今後は、これまで以上に厳しい財政運営となることが予想される。

そこで、歳入に見合った財政規模の維持を念頭に、新図書館等複合施設や妙高クリーンセンターなどの大型施設整備、地球規模の気候変動に対応したゼロカーボン<sup>\*</sup>に向けた各種取組のほか、地域課題解決に向けたデジタルシフトの取組などを計画的かつ着実に推進していくとともに、選択と集中による重点施策への効果的な投資を行い、持続可能で安定的な行財政運営に取り組む必要がある。

表 1-2 (1) 財政の状況

区 分	平成22年度 (千円)	平成27年度 (千円)	令和2年度 (千円)
歳入総額 A	24,579,908	23,488,496	25,221,248
一般財源	12,929,639	15,150,595	13,312,600
国庫支出金	3,261,202	1,908,255	6,075,790
都道府県支出金	1,214,997	917,540	1,494,315
地方債	2,355,800	1,642,700	921,000
うち過疎債	108,500	0	54,000
その他	4,818,270	3,869,406	3,417,543
歳出総額 B	22,699,729	21,344,700	22,144,932
義務的経費	6,883,832	7,184,547	6,620,176
投資的経費	4,880,688	2,446,469	2,501,265
うち普通建設事業費	4,794,889	2,428,091	1,901,864
その他	10,935,209	11,713,684	13,023,491
Bのうち過疎対策事業費	379,333	356,708	335,584
歳入歳出差引額 C (A-B)	1,880,179	2,143,796	3,076,316
翌年度へ繰越すべき財源 D	403,299	70,610	75,454
実質収支 C-D	1,476,880	2,073,186	3,000,862
財政力指数	0.51	0.45	0.43
公債費負担比率	12.2	11.7	9.9
実質公債費比率	14.4	9.7	7.1
起債制限比率	-	-	-
経常収支比率	80.1	66.4	79.8
将来負担比率	89.4	18.9	-
地方債現在高	19,883,201	19,746,012	18,532,217

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	平成25 年度末	令和2 年度末
市町村道						
改良率 (%)	20.2	43.9	51.7	55.9	56.4	57.2
舗装率 (%)	31.4	61.4	73.6	85.6	85.8	86.3
耕地1ha当たり農道延長(m)	6.3	16.4	31.0	20.4	20.4	30.1
林野1ha当たり林道延長(m)	3.1	3.7	4.2	3.1	3.0	3.3
水道普及率 (%)	—	84.6	97.4	97.8	97.7	98.7
水洗化率 (%)	—	—	72.4	94.1	94.1	94.9
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	—	—	7.6	6.9	7.1	5.5

#### (4) 地域の持続的発展の基本方針

妙高地域では、昭和 45 年に施行された過疎地域対策緊急措置法に始まり、これまで6 回にわたって施行された法に基づき策定された計画によって、住民生活を下支えする交通基盤や情報通信基盤の整備、上下水道などの生活環境の整備、保健・医療・福祉の充実、農業・観光など産業基盤の整備などの過疎対策事業を実施し、一定の成果を上げてきた。

また、妙高高原地域は、令和 3 年に施行された過疎法により新たに過疎地域に指定され、更に、令和 4 年 4 月 1 日には、令和 2 年国勢調査の結果を踏まえ妙高市全域が過疎地域に指定されたところである。

こうした中、著しい人口減少と少子高齢化に起因し、地域産業の停滞、地域活動の低迷、地域活力の低下などは依然として進行しており、引き続き、地域の持続的発展に向けた施策の展開を図る必要がある。また、全国的な人口減少時代への突入をはじめ、共生・協働時代の到来、地球規模での環境悪化、高度情報化・国際化の一層の進展、産業を取り巻く環境の急速な変化、住民ニーズの多様化など、社会・経済情勢は大きく変化している。

本市では、令和 2 年 3 月に総合計画を策定し、「人口減少時代に即した地域経営の推進」、「未来を担う子ども・若者の育成」、「生涯現役で健康長寿のまちづくりの推進」、「地域産業の高付加価値化」の 4 つの重点プロジェクトについて、戦略的に取り組んでいる。

過疎地域は、豊かな自然や歴史・文化を有するだけでなく、国土の保全や都市地域への食糧等の供給といった多面的・公益的機能を有している。近年では、農地や森林が有する多面的機能の維持増進を図ることを目的とした新たな法律が制定されており、過疎地域の役割や価値の重要性についての認識も高まりつつある。

また、コロナ禍がもたらした地方分散型社会<sup>※</sup>への転換により、過疎地域への移住者の増加や、次世代情報通信技術を利用した新しい働き方も普及してきており、未来への可能性を広げる新たな潮流が全国的に広がりを見せつつある。

このような社会変容を好機と捉え、それらの動きを加速させるとともに、本市の持続的発展のため、総合計画との連動を図りながら、地域課題の解決に向けた取組を進めるとともに、地場産業や生活文化、自然環境などの様々な価値を見つめ直し、これらを積極的に情報発信し、魅力を高めることにより、地域の潜在能力を引き出し、地域の元気、活力を高めていくことが重要である。

そして、ここに住み続けたいと願う住民の生活の質を確保し、安全・安心に暮らせる地域を維持していくため、以下の 3 項目を基本的な方針に掲げ、今後の施策を推進していくものとする。

#### ■過疎地域の持続的発展の基本方針

##### ①人口減少社会に対応した安全・安心・快適な暮らしの確保

人口減少と少子高齢化が依然として著しい地域において、将来にわたる夢や生きがいを持ちながら、住み慣れた地域でいつまでも安全・安心・快適に暮らし続けていくため、保健・医療・福祉の一体的なセーフティネットの構築のほか、除雪による交通の確保や屋根雪除雪の支援等による冬期間の安全確保に継続的に取り組むことで、日常生活における不安を軽減させる必要がある。

また、支援が必要な高齢者等に対する日常的な声かけや相談支援体制の充実、多様な主体による地域を守る共同活動の取組を強化することで、コミュニティでのつながりを実感するとともに、身近で安心して医療が受けられる診療体制と救急医療体制の維持や、住民の主体的な健康づくりを推進することで、健康で安心した生活を確保する必要がある。

特に人口減少の最大の要因である自然動態の減少に対応していくため、子育てについては、結婚や出産に希望を持ち、安心して産み育てることができるよう、結婚・出産に対する支援や保育サービスの充実、子育てに対する不安や負担感、孤立感の解消、仕事と生活の調和の実現等に取り組み、地域社会全体で子どもを育み、子育てを支援するまちづくりを推進していく。

こうした多様な豊かさを享受し、住民それぞれが幸せを実感でき、持続的に暮らし続けることができるまちづくりを推進する。

## ②唯一無二の地域資源を活かした産業振興と新たな人の流れの創出

コロナ禍がもたらした産業経済の低迷や税収低下等が懸念される中、地域の活力を維持・再生し、まちのにぎわいを取り戻すためには、時代や環境、人の価値観の変化に柔軟に対応できる産業の振興が必要である。

このため、本市の基幹産業である農業と観光について、唯一無二の地域資源を活かし、その価値を高め、持続可能な地域経済を実現する必要がある。

生産年齢人口の減少に伴い、地域産業における人材不足などが顕在化する中、AI<sup>※</sup>・ICT等の先進技術の活用など、あらゆる分野でDX<sup>※</sup>を推進することで、効率的・効果的な地域産業の振興を図る必要がある。

農業においては、ほ場整備をはじめとする生産基盤の整備や担い手への農地の集積・集約化、スマート農業<sup>※</sup>の導入により、農作業の効率化を図るとともに、良食味の妙高産米を中心とした需要に応じた生産や直売所の販売力強化等の販路拡大を推進する。

また、米の消費量が年々減少していることから、主食用米以外の加工用米や米粉用米などの需要のある用途や品種を踏まえた米作りを推進するほか、園芸作物、大豆、そば等の生産拡大や加工用ぶどうなどを活用した六次産業化、新たな特産物の導入により地域農産物の魅力向上や高付加価値化を図るため、適切な栽培技術指導をはじめ、生産から販売までの一連の支援による生産拡大により農家所得の向上を図る。

観光においては、自然・温泉・食・歴史文化等の妙高ならではの魅力を国内外へ発信するとともに、国立公園等の自然環境や妙高高原ビジターセンター及びテレワーク研修交流施設を軸として、市民や観光客等にとって利便性と満足度の高いサービスを提供しつつ、脱炭素化を推進する。

また、経済・社会・環境の好循環を生み出し、先駆的にSDGsに取り組む国際的な観光リゾート拠点として観光誘客を促進する。

さらに、国内外からの観光客が快適に滞在できるよう受入態勢を強化し、世界から選ばれる国際観光都市としての観光施設等の整備を図るとともに、コロナ禍による自然志向の高まりやテレワーク、ワーケーションの新規需要に即したプログラムを提供し、首都圏等企業、人材とのビジネスマッチングによる雇用の創出や首都圏人材の活用、サテライトオフィス<sup>※</sup>

の誘致等、本市のまちづくりに多様に関わる新たな関係人口の創出を推進する。

### ③地域に即した都市基盤の整備と地域活動支援

新井地域の世帯は増加しているが、妙高地域や妙高高原地域においては世帯の減少が進んでいる。また、3地域ともに高齢者のみ世帯及び一人暮らし世帯が増えている。

このため、地域住民が安心して持続的に暮らせるよう、地域の規模に適した効率的な道路、上下水道等の都市基盤整備を着実に進めていく。また、住民、地域、市民活動団体、企業などと行政がそれぞれの果たすべき役割を認識し、当事者意識をもって地域課題の解決に取り組むとともに、新たに市役所移動窓口号による地域訪問型の行政サービスの提供も図りながら、地域コミュニティ活動の維持・再生を支援していく。

鉄道、バスなどの公共交通については、通学、通勤、通院、買い物等に必要地域住民の「生活の足」として効率的で利便性の高い交通体系を確保していくとともに、来訪者が地域内を快適に周遊、移動できるよう交通体系や交通基盤の整備を進めるなど、住民と来訪者双方のニーズに適し、利便性の向上などを意識した交通網を整備していく。

#### (5) 地域の持続的発展のための基本目標

本市では、令和2年度に策定した総合計画において、人口の将来展望として、2040年24,128人、2060年に17,944人の人口を維持することを目標として設定している。

目標の達成に向けては、総合計画を推進し、出生や転入の促進、転出の抑制を図ることが重要である。こうした状況を踏まえ、本計画における人口の将来展望は総合計画に準拠し、2024年度の人口総数の目標を30,000人、2025年度の目標を同数に設定する。

#### (6) 計画達成状況の評価

本計画の取組については、毎年度取組達成状況を取りまとめ、効果検証を行う。

また、基本目標の達成状況については、総合計画審議会などによる外部評価を行うことで、事業を見直しながら計画の効果的な推進に向けて取り組んでいく。

#### (7) 計画期間

本計画は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年を計画期間とする。

#### (8) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、妙高市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）に掲げる4つの基本方針との整合を図り、公共施設等の維持管理・更新等を計画的に推進する。

- ① 保有総量の抑制     ～量を抑制する～
- ② 維持管理の見直し   ～長期に使用する～
- ③ 運営方法の見直し   ～民間の力を取り入れる～
- ④ 資産の有効活用     ～資産を活かす～

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成



### (1) 移住・定住の促進

#### ① 現況と問題点

高速交通網の整備や北陸新幹線の開業、目覚ましい情報化の進展に伴い、ヒト・モノ・情報の交流がますます活発になる中、若年者の市外流出による少子高齢化や過疎化が進展する一方で、市外からの移住者は増加傾向にあることから、引き続き、市内への移住・定住を促進するため、住宅取得に対する支援や空き家の紹介、移住支援員による総合的な相談支援などを拡充させるとともに、就労に対するサポートの充実や、お試し住宅の提供のほか移住支援住宅の整備を行う必要がある。

また、近年の自然志向の高まりや新しい生活様式による、テレワークやワーケーション、二地域居住などの多様化する働き方やライフスタイルの変化を受け、田舎暮らしや地方との関わりを求める人が増えつつあることから、豊かな自然と豊富な観光資源を活用した受入態勢を整備し、外部人材の活用による地域課題の解決を図っていく必要がある。

#### ② その対策

- ・ SNS\*などの活用や首都圏を中心とした移住相談会・イベントへの参加の他、空き家見学ツアーを通じて自然環境などの魅力を発信し、移住者の拡大を図る。
- ・ 空き家等を利用した移住者の拡大に向けて、先輩移住者の妙高での暮らしぶりに関する情報発信や住宅取得等支援のほか空き家確保に向けた制度周知、登録の働きかけなどを行う移住支援員の増員による住宅や仕事をはじめとした移住相談の充実・強化を図る。
- ・ 妙高での暮らしを体験できるお試し滞在住宅や空き家の活用による移住支援住宅の整備検討を進める。
- ・ ワケーションプログラムの充実と、テレワーク研修交流施設やサテライトオフィス等を拠点に県内外のワーカー等呼び込むことで、新たな人材交流と官民共創の創出による地域課題の解決を図る。
- ・ 市内における住宅取得等に対して費用の一部補助を継続する。

### (2) 地域間交流の促進

#### ① 現況と問題点

従来より、新たな居住地として求める都市住民が、クラインガルテン妙高やハートランド妙高などの拠点を訪れ、さらに近年、空き家や古民家を求め内覧に訪れる人が増加している。

今後も継続して農村生活や田舎暮らしなどを体験できるプログラムを充実させるとともに、アフターコロナを見据え、首都圏から地方への移住を希望する都市住民のニーズに応えることのできる施設と受入体制の整備に取り組むほか、当市の地域資源などを活用した教育・体験プログラムによる交流の促進を図る必要がある。

また、本市は、東京都板橋区、大阪府吹田市、愛知県北名古屋市、スロヴェニ・グラデ

ツ市（スロヴェニア）、ツェルマツ村（スイス）、シュルンス村・チャグンス村（オーストリア）と友好都市・姉妹都市を結び、相互交流などを行っているが、コロナ禍においても、ICTを活用した交流を推進する必要がある。

## ② その対策

- ・妙高山麓の豊かな自然資源を最大限活用した体験交流プログラムの開発、農業体験や農家民泊、教育体験旅行などグリーン・ツーリズムの受入体制を強化し、交流人口の拡大と地域活性化を図る。
- ・地域内に点在する妙高の歴史・文化・暮らし・食・農産物・自然など特色を活かした体験施設の整備・連携に取り組みながら魅力あるプログラムを企画・提供する。
- ・妙高での暮らしが体験できる施設の整備を検討するとともに、クラインガルテン妙高の長期利用者や、短期利用でお試し暮らしを体験した利用者が、本市に移住定住し、地域コミュニティや経済などの活性化につなげるための取組を推進する。
- ・Zoom等のビデオ会議システムを活用した遠隔交流活動を推進する。
- ・SDGs教育交流プログラムを構築し、サステナブル・ツーリズムによる交流促進を図る。

## （3）人材の育成

### ① 現況と問題点

人口減少や少子高齢化に伴う生産年齢人口の割合の低下に伴い、地域コミュニティにおける、助け合いや地域を守る共同活動を行う人材の確保や育成が喫緊の課題となっている。

そのため、地域の中心となって活動をコーディネートできる人材の育成などにより、地域の活性化を支援していく必要がある。

### ② その対策

- ・地域住民の主体的な活動を推進していくために必要な人材を発掘するとともに、必要に応じて、地域のこし協力隊や地域支援員等の外部人材を配置しながら、住民主体の地域コミュニティ活動の活性化を図る。
- ・人材育成塾を開催し地域リーダーを育成する。

■事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1)移住定住			
		●妙高ふるさと暮らし応援事業 ○妙高での暮らしが体験できる施設の整備	妙高市	
		●定住促進空き家活用事業 ○移住支援住宅の整備	妙高市	
	(2)地域間交流			
		●クラインガルテン妙高維持管理事業 ○外壁・屋根等改修 ○風除室設置工事等	妙高市	
		●テレワーク研修交流施設等整備事業 ○テレワーク研修交流施設及び周辺整備	妙高市	
		●地域活性化施設維持管理事業 ○苗名の湯、そばの花の改修等	妙高市	
		●観光施設維持管理事業 ○妙高山麓都市交流施設の屋根塗装	妙高市	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
		●テレワーク研修交流施設管理事業 ○内容：テレワーク研修交流施設の管理・運営 ○必要性・効果：関係人口・交流人口の拡大	妙高市	
		●妙高ふるさと暮らし応援事業 ○内容：空き家情報の提供、移住支援員による相談体制の充実 ○必要性・効果：移住・定住者の増加	妙高市	
		●総合計画・SDGs推進事業 ○内容：SDGs教育交流プログラムの構築等 ○必要性・効果：関係人口・交流人口の拡大	妙高市	
		●関係人口創出・拡大事業 ○内容：官民共創による地方創生 ○必要性・効果：関係人口の創出・拡大	妙高市	
		●住宅取得等支援事業 ○内容：市内における住宅取得等に対し費用の一部補助 ○必要性・効果：移住・定住者の増加	妙高市	



	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域づくり応援事業</li> <li>○内容：人材育成塾の開催による地域リーダーの育成</li> <li>○必要性・効果：地域の活性化</li> </ul>	妙高市	
--	--	-----	--

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」区分における公共施設等については、市を取り巻く現状及び将来の見通しを分析し、総合管理計画の基本方針に基づく総合的な管理を推進する。

### 3 産業の振興



#### (1) 農業

##### ① 現況と問題点

本市における耕作面積は、水田 1,928ha、畑 100ha であり、第一次産業就業人口は令和 2 年国勢調査によると 833 人で、平成 27 年と比べ 159 人・16%の減となっている。

農業経営においては、水稻を基幹作物とする水稻単一経営農業が主であるが、米の消費量の減少や米価の低迷、相次ぐ異常気象に伴う品質の不安定化など、先行きは不透明感を増している。

このため、需要に応じた米生産を促進し、スマート農業の普及による農作業の効率化と園芸作物導入による経営の複合化の取組を進め、農業経営を安定させるとともに、新規就農者の確保や、農地の集積・集約化等、担い手の確保・育成を進めていく必要がある。

農家等の所得向上につなげるため、六次産業化を促進するとともに、妙高産農産物の販売拠点・情報発信拠点である農産物直売所の販売力を強化し、少量多品目の園芸農作物の生産を推進する必要がある。

また、地すべり災害や鳥獣被害に関連する中山間地域での耕作放棄地の発生を抑制し、優良農地を確保するため、農地利用の最適化や農業生産基盤の整備を進めるとともに、地域住民はもとより、民間団体や学生ボランティア等との協働により地域資源を適切に維持管理することが求められている。

##### ② その対策

- ・主食用米以外の加工用米や米粉用米などの需要のある用途や品種を踏まえた米作りを推進する。
- ・農業経営の大規模化の促進や ICT を活用した農作業機械の更新等による経営の効率化を進める。また、関係機関と連携し、園芸農作物等の栽培技術指導をはじめ、生産から販売までの一連の支援による六次産業化の拡大を図りながら、施設整備の検討を行うとともに、農産物や加工品の新たな販路を開拓することで、農業者所得の確保や向上を図る。
- ・移住・定住総合窓口との連携促進により、新規就農者を確保するとともに、農地所有適格法人の構成員の高齢化や減少に対応し、持続可能な経営とするため、法人体制の強化を図ることで、担い手の確保・育成を推進する。
- ・ほ場整備を契機とし、区画拡大による農作業の効率化を図るとともに、農地の貸し手・借り手のマッチングを進め、農地中間管理機構の活用により、意欲のある担い手への農地の集積・集約化を促進し、耕作放棄地の発生抑制に努める。
- ・鳥獣による農産物や人的被害を防止するため、鳥獣被害対策実施隊をはじめ、捕獲等に携わる人材の確保と育成に努め、捕獲体制を強化するとともに、地域ぐるみの被害防止活動を支援しながら、実効性のある対策を推進する。

## (2) 林業

### ① 現況と問題点

本市の現況森林面積は、令和2年農林業センサスでは31,137haとなっており、市の総面積の69.9%と地域の大半を占めている。

森林は、地域における景観を保ち、水源のかん養、災害の防止、住民への健康・休養の場の提供など、多面的で重要な機能を有するとともに、大気中の二酸化炭素を有機物として蓄えるほか、木材の製品利用は、木材中の炭素を長期間にわたって貯蔵でき、製造や加工時の二酸化炭素の排出量が抑制され、木材のエネルギー利用は、大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル※」な特性を有しており、化石燃料の使用を抑制できるなど、脱炭素、ゼロカーボン達成に向け大きな役割を果たしている。

しかし、木材産業の停滞をはじめ、森林管理の担い手の高齢化や減少、森林所有者の世代交代などに伴い、管理の行き届かない森林が増加していることから、持続的な林業経営と適切な森林管理が求められている。

また、森林資源の有効活用や森林の持つ多面的機能の発揮が重要なことから、森林学習の取組を充実していく必要がある。

### ② その対策

- ・森林管理が適切に行われるよう森林所有者への経営意欲の喚起を図るとともに、森林整備に必要となる林道等の整備を推進する。
- ・森林施業などを集約化し計画的に間伐などの森林整備を行い、地球温暖化防止など森林の持つ多面的な機能を発揮させるための管理を行う。
- ・国・県・市の森林整備に関する各種支援策を活用し、造林・保育における適切な施業による良質な市産材の生産を促進する。また、安定的・効率的に供給する体制づくりを進めるとともに、新たな木材需要の掘り起しや販路拡大を図り、所得向上と林業、木材産業の振興を図る。
- ・森林環境譲与税を利用した、森林経営管理制度を活用することで、経営管理が行われていない森林の適切な管理を推進する。

## (3) 商工業

### ① 現況と問題点

平成28年の経済センサス活動調査によると、平成24年調査に比べて当市全体として、小売業の事業所数は4店舗・1.3%の減、年間商品販売額は31億円・10.5%の減と販売額が大きく減少している。

また、事業者の高齢化や後継者不足などによる廃業が増加することにより、魅力やにぎわいが失われ、地域コミュニティ機能の喪失も進むことから、近年、プレミアム商品券の発行支援等により地域内消費の促進を支援しているが、事業者による商品開発や販売促進などの対策が求められている。

工業については、地域内に希望する就労の場が不足し、地域外へ通勤している状況が見られるなど、地域内就労の場と就労者の確保が必要である。

## ② その対策

- ・商工団体が行う経営改善普及事業をはじめとした各種事業への支援を行うとともに、地域内での消費促進など、商工業の振興と中小企業者の経営の安定化を図る。
- ・小規模事業者の持続的な経営に向けた販路開拓や店舗改装などの支援について、商工団体と連携しながら、制度の利用促進を図る。
- ・商工団体が取り組むイベント等の賑わい活動に対して補助金を交付し、事業運営の円滑化と街なかにおける賑わいづくりを推進する。

## (4) 企業誘致等

### ① 現況と問題点

人口減少や長引く景気の低迷により、廃業した事業所が見られる中、当該地域では、観光や食と農を基軸とした自然志向型企業の立地を進めてきたが、いまだに景気の回復が見られず、安定的な雇用環境の確保や新規企業の立地は厳しい状況が続いている。

地場産業を育てることは、地域の産業振興や雇用の場を確保し、地域の担い手である若者の定住を促進していくために極めて重要であることから、農業、商業、工業、観光など様々な分野における地域資源及び遊休施設等を活かした新規創業を促進するとともに通年での安定した仕事を創出するなど、市内企業の活性化を図ることが必要である。

### ② その対策

- ・地域産業の活性化を図るため、新設・拡張・設備の導入、更新などに対する支援を積極的に行い、企業の立地促進や既存企業の経営基盤を強化し、雇用の確保を図る。
- ・地域資源及び遊休施設等を活用した新たな商品開発や起業支援を行うとともに、販路開拓・販売促進に向けた支援を進める。
- ・新規に創業する人材を育成するとともに、就業に必要な資格取得費の助成など、職業訓練機会の充実を図る。また、一年を通して安定的な雇用環境の確保を図る取組を促進する。

## (5) 情報通信産業

### ① 現況と問題点

本市では、情報通信産業を生業とする事業者の参入が一部では見られるようになった。近年では、超高速ブロードバンドの整備や IoT<sup>\*</sup>、ICT などの革新的技術を活用した DX の進展により、場所にとらわれずに仕事ができるようになったことから、ビジネスにおいては、これらを利活用できる専門的知識を有する人材の育成・確保が必要である。

### ② その対策

- ・IoT、ICT 等の革新的技術の活用促進や情報インフラの拡充により、情報通信産業のサテライトオフィス等の誘致に努める。

## (6) 観光又はレクリエーション

### ① 現況と問題点

本市では、妙高山麓の赤倉、新赤倉、池の平、妙高、杉野沢、関、燕の7つの温泉地をはじめ、9つのスキー場、各地のリゾートホテル、いもり池などの景勝地において、恵まれた自然資源を活かした観光地づくりを進めている。

このような中、平成27年3月の北陸新幹線開業や妙高戸隠連山国立公園の誕生は、妙高を国内外に発信する好機となり、積極的なインバウンド事業の展開も相まって、本市を訪れる方は増加傾向にあった。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、外国人観光客はもとより、国内観光客数も大きく落ち込んでいる中、「日本一安全・安心観光地宣言」を掲げ、徹底的な感染症対策を実施し、マイクロツーリズムをはじめとした国内観光客の取り込みを図っている。

### ② その対策

- ・日本百名山の妙高山、火打山での登山や高原でのトレッキング、森林セラピーロードや温泉を活用した健康保養地プログラム、歴史的価値の高い文化財の活用など、地域の観光資源の魅力を高め、発信し、誘客を促進する。
- ・妙高戸隠連山国立公園など豊かな自然、良質な泉質の温泉、貴重な文化財など、地域の多様な観光資源を活かした旅行商品の販売や周遊型イベントを行い、地域の魅力を高め、観光誘客と滞在型観光を促進する。
- ・妙高山麓の広大なスノーエリアにおける、スキーやスノーボード、スノーシュー体験など雪国ならではの冬季観光を推進する。
- ・登山、トレッキング、サイクリングなどの各種アクティビティの充実や、キャンプ場などアウトドアに関する受入態勢などの強化により、グリーンシーズンの誘客を強化する。
- ・交通事業者による主要駅と観光地を結ぶ二次交通の充実に向けた取組を進め、観光地への来訪及び観光地間の移動の円滑化を促進する。
- ・妙高山、火打山登山や温泉地などへの来訪者の安全性と快適性を高めるための環境の整備に取り組む。
- ・先駆的にSDGsやゼロカーボンに取り組む国際的な観光リゾート拠点を目指す。

■事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
産業の振興	(1) 基盤整備			
	農業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県営農業農村整備事業</li> <li>○ 杉野沢地区：ほ場整備面積 A=15.2ha</li> <li>○ 原通北部地区：ほ場整備面積 A=37.4ha</li> <li>○ 広島地区：ほ場整備面積 A=51.4ha</li> <li>○ 柳井田地区：ほ場整備面積 A=16.4ha</li> <li>○ 大和地区：ほ場整備面積 A=3.5ha</li> <li>○ 柳井田地区：頭首工整備</li> <li>○ 四ヶ字地区：頭首工整備</li> <li>○ 原通・鳥坂地区：用排水路改修 L=3,000m</li> <li>○ 姫川原地区：頭首工整備</li> <li>○ 志地区：頭首工整備</li> <li>○ 志第2地区：頭首工整備</li> <li>○ 関川右岸（西条）地区：用水路改修 L=249m</li> </ul>	新潟県	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県単農業農村整備事業</li> <li>○ 中島新田地区：用水路改修 L=300m</li> </ul>	妙高市	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● ため池等適正管理事業</li> <li>○ 恵ため池の維持改修</li> </ul>	妙高市	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農道等適正管理事業</li> <li>○ 北原こ線水路橋撤去 L=50m</li> <li>○ 参賀水管橋塗装修繕 A=700 m<sup>2</sup></li> <li>○ 月岡地区：用水路改修 L=84m</li> </ul>	妙高市 土地改良区	
	(4) 地場産業の振興			
	生産施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 六次産業化推進事業</li> <li>○ 六次産業化施設の整備検討</li> </ul>	妙高市	
	流通販売施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域活性化施設維持管理事業</li> <li>○ 地域活性化施設等の改修</li> </ul>	妙高市	
	(8) 観光又はレクリエーション			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 妙高山登山道等整備事業</li> <li>○ 妙高山・火打山の情報発信の拠点整備</li> <li>○ 妙高山・火打山の登山道や看板整備</li> </ul>	妙高市	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 観光資源魅力向上整備事業</li> <li>○ 看板整備・駐車場舗装等</li> </ul>	妙高市	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 笹ヶ峰観光施設整備事業</li> <li>○ 笹ヶ峰野営場の改修工事、施設整備</li> </ul>	妙高市	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>●苗名滝遊歩道整備事業</li> <li>○苗名滝遊歩道の木道整備</li> </ul>	妙高市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●クアオルト（健康保養地）環境整備事業</li> <li>○ウォーキングコース等の整備</li> </ul>	妙高市	
(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●妙高山登山道等整備事業</li> <li>○内容：ICT を活用した登山道の安全管理</li> <li>○必要性・効果：登山客の安全確保、登山客の増加</li> </ul>	妙高市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●商工会振興支援事業</li> <li>●街なか賑わい活動支援事業</li> <li>○内容：商工会が実施する経営改善普及事業及び地域総合振興事業に対する補助、商工会議所等が取り組むイベント等の賑わい活動に対し、補助金を交付</li> <li>○必要性・効果：商工業者の経営改善、地域経済の活性化</li> </ul>	妙高市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●企業立地促進事業</li> <li>○内容：地域資源及び遊休施設等を活用した企業誘致の実施と進出・拡張企業への支援</li> <li>○必要性・効果：企業の事業拡大による雇用の創出</li> </ul>	妙高市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●観光誘客推進事業</li> <li>○内容：観光事業者等の誘客事業に対する補助、友好都市との交流</li> <li>○必要性・効果：観光産業の活性化と誘客拡大</li> </ul>	妙高市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域経済活性化支援事業</li> <li>○内容：地域内の消費喚起を図るための取組を行う団体に対する支援</li> <li>○必要性・効果：地域経済の活性化</li> </ul>	妙高市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●クアオルト推進体制整備事業</li> <li>○内容：クアオルトを推進するために必要な取組の支援</li> <li>○必要性・効果：観光産業の活性化</li> </ul>	妙高市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●妙高高原ビジターセンター管理運営事業</li> <li>○内容：妙高高原ビジターセンターの管理運営</li> </ul>	妙高市	

○必要性・効果：自然環境の保護及び魅力発信、観光産業の活性化		
<p>●鳥獣対策事業</p> <p>○内容：野生鳥獣の防除活動、捕獲及び住民への注意喚起、情報提供</p> <p>○必要性・効果：野生鳥獣による人的被害、農作物等への被害防止</p>	妙高市	
<p>●米政策推進対策事業</p> <p>○内容：非主食用米や園芸作物等への転換を行う水田農家に対する補助</p> <p>○必要性・効果：農業経営の複合化促進、園芸作物の振興</p>	妙高市	
<p>●担い手確保支援事業</p> <p>○内容：農地中間管理機構を活用した農地の貸借に対する補助</p> <p>○必要性・効果：担い手への農地の集積、集約化の促進</p>	妙高市	
<p>●農業機械・施設整備事業</p> <p>○内容：農業機械・施設の導入支援</p> <p>○必要性・効果：農業経営規模の拡大と効率化、園芸作物の振興</p>	妙高市	
<p>●むらづくり農業基盤整備事業</p> <p>○内容：集落が行う農業基盤の整備支援・補助金交付、原材料支給など</p> <p>○必要性・効果：未整備の農道・用排水路の整備促進</p>	妙高市	
<p>●中山間地域等直接支払事業</p> <p>○内容：集落協定に基づき農地保全や農業生産活動の継続に向けた取組を行っている集落に対し、交付金を交付</p> <p>○必要性・効果：中山間地域が持つ多面的機能（水源涵養、自然環境保全、土砂災害防止など）の維持や耕作放棄地の発生抑制</p>	妙高市	
<p>●環境保全型農業直接支払事業</p> <p>○内容：環境保全効果の高い営農活動の取組に対し、交付金を交付</p> <p>○必要性・効果：地球温暖化防止や生物多様性保全</p>	妙高市	



	<p>●多面的機能支払事業</p> <p>○内容：水路や農道など地域資源の保全活動や長寿命化のための活動に対し、交付金を交付</p> <p>○必要性・効果：農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮</p>	妙高市	
	<p>●未整備農地集積事業</p> <p>○内容：未整備農地を取得、賃借して耕作する農家に対する補助</p> <p>○必要性・効果：耕作放棄地の発生抑制</p>	妙高市	
	<p>●六次産業化推進事業</p> <p>○内容：農業者を主体とした地域資源を活用した生産活動の活発化と、新たな地域産品開発や販路拡大の取組の推進</p> <p>○必要性・効果：農林業者所得の向上、荒廃農地の発生抑制</p>	妙高市	
	<p>●森林多面的機能発揮対策事業</p> <p>○内容：森林の適正な整備に対する支援 民有林の整備面積 年間約 30ha</p> <p>○必要性・効果：森林の持つ多面的機能（水源涵養、山地災害防止、地球温暖化の緩和、生態系の保全など）の維持</p>	妙高市	
	<p>●森林公園等適正管理事業</p> <p>○内容：森林公園等の適正な管理</p> <p>○必要性・効果：適正な森林公園等の管理</p>	妙高市	
	<p>●ため池等適正管理事業</p> <p>○内容：水辺公園等の適正な管理</p> <p>○必要性・効果：適正な水辺公園等の管理</p>	妙高市	
	<p>●地域活性化施設維持管理事業</p> <p>○内容：地域活性化施設の指定管理者が実施する誘客活動を支援</p> <p>○必要性・効果：地域活性化施設への誘客拡大</p>	妙高市	
	<p>●地籍調査事業</p> <p>○内容：地籍調査の実施</p> <p>○必要性・効果：適正な土地の管理</p>	妙高市	

## (7) 産業振興促進事項

### ①産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
市全域	製造業、農林水産物等販売業、 旅館業、情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

### ②当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

「産業の振興」区分の「その対策」及び「事業計画」のとおり。

### ③他市町村との連携

「産業の振興」を促進するにあたっては、定住自立圏内の各市町村をはじめ、近隣自治体と連携を図りながら進める。

## (8) 公共施設等総合管理計画との整合

「産業の振興」区分における公共施設等については、市を取り巻く現状及び将来の見通しを分析し、総合管理計画の基本方針に基づく総合的な管理を推進する。

## 4 地域における情報化



### (1) 地域における情報化

#### ① 現況と問題点

本市のほぼ全域で、光ケーブルなどによる超高速ブロードバンドサービスの環境が整っており、携帯電話サービスについても、ほぼ全域での使用が可能となり、住民生活における利便性は向上している。

こうした通信環境の向上に加え、近年の急速な ICT の進展やスマートフォン、タブレット端末の急速な普及により、情報分野における住民の生活水準が大きく向上する中、多様化する住民ニーズを的確に捉え、住民の更なる利便性の向上に向けて、いつでも、どこでも、簡単に必要な情報が得られ、各種行政サービスを享受できる環境の構築など住民サービスの DX 化を図る必要がある。

また、人口減少、少子高齢化により、地域の担い手の減少や地域経済の縮小などが進展する中であっても、住民サービスの水準維持と向上を図るため、IoT や ICT を積極的に活用し、どこでも誰もが便利に快適で暮らせるデジタル社会の実現を推進する必要がある。

#### ② その対策

- ・電子申請やオンライン会議システム等により、場所や時間にとらわれず行政手続きや行政相談が行える環境を構築するとともに、行政・災害情報等の必要な情報を手軽に入手できるシステムを導入するなど、ICT を活用した住民サービスの提供により、利便性の向上を図る。
- ・次世代通信システムである 5G<sup>\*</sup>のエリア拡大に向け、関係電気通信事業者に対して働きかけを行うとともに、公衆無線 LAN を整備するなど、地域の情報化に欠かせない情報通信基盤の整備を推進する。
- ・スマート窓口システム<sup>\*</sup>をはじめとした自治体 DX の推進により、場所や時間にとらわれない行政サービスを提供するとともに、支所の機能向上を図る。
- ・ICT の導入や効率的で効果的な情報発信など、地域産業の支援・活性化を行うとともに、IT 企業の育成・誘致を促すことにより、地域情報通信産業の活性化を目指す。
- ・確実に本人確認ができるマイナンバーカードの特徴を活かし、行政手続きのオンライン化やデジタルサービスの充実など、マイナンバーカードの利活用について拡充を図る。

## ■事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
地域における 情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設			
	通信用鉄塔施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スマート自治体推進事業</li> <li>○登山道等の電波不感エリア解消に向けた施設の整備</li> </ul>	妙高市	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●スマート自治体推進事業</li> <li>○内容：マイナンバーカードを活用した証明書交付サービス等の提供</li> <li>○必要性・効果：住民サービスの向上、手続きの簡素化</li> </ul>	妙高市	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●スマート自治体推進事業</li> <li>○内容：ドローン等を活用した新たなサービスの提供</li> <li>○必要性・効果：住民等の利便性向上、新たなビジネスの創出</li> </ul>	妙高市	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●市役所「ゼロ×スマート」推進事業</li> <li>○内容：文書管理システムの導入等</li> <li>○必要性・効果：業務効率化、ペーパーレス化</li> </ul>	妙高市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●戸籍住民基本台帳整備事業</li> <li>○内容：ICT を活用した迅速で確実な市民窓口サービスの提供等</li> <li>○必要性・効果：業務効率化、住民サービスの迅速化、適正化</li> </ul>	妙高市		

### (2) 公共施設等総合管理計画との整合

「地域における情報化」区分における公共施設等については、市を取り巻く現状及び将来の見通しを分析し、総合管理計画の基本方針に基づく総合的な管理を推進する。

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保



### (1) 交通基盤

#### ① 現況と問題点

本市における幹線道路は、国道 18 号が地域の中央部を南北に縦貫するとともに、鉄道の各駅を中心とし、主要地方道、一般県道が整備されており、生活道路としてだけでなく、観光地へのアクセス道路として利用されている。

道路や橋梁の多くは、高度経済成長期に建設されており、これまでも計画的に修繕が行われているが、大規模な改修が集中する時期を迎えることから、計画的な点検と改修による施設の長寿命化を図っていく必要がある。

また、人口減少などの社会情勢の変化に伴い、交通量や維持管理費の減少などを見据えた道路管理が求められるが、災害対応などにも考慮し、必要路線の選択と規格に捉われない弾力的な道路整備と維持修繕を行う必要がある。

一方、日本有数の豪雪地帯であることから、冬期間の降雪期でも安全・安心して通行できる道路除雪が必要不可欠であるが、持続可能な除雪体制の維持が課題となっており、除雪しやすい道路改良のほか、消雪パイプや除雪機械の計画的な更新が必要である。

上信越自動車道に関しては、令和元年 12 月に 4 車線化され、交通事故や交通渋滞の解消など、広域道路交通網の利便性や安全性の向上に加え、災害時の広域的緊急輸送道路としての機能強化が図られた。また、更なる幹線道路網の強化と住民・観光入込客の利便性向上を図るため、妙高サービスエリアについて、スマートインターチェンジの設置に向けた検討をしている。

農道は、農業経営に必要な施設であり、日常生活における集落間の連絡道路、災害時や緊急時などには迂回路としての機能を有していることから、適切な維持管理が必要である。

林道は、森林の持つ水源かん養など多面的な機能の維持向上を図るため重要であるが、改良を必要とする箇所が多い上、未舗装など整備水準が低い状態であり、計画的な改良が求められている。

#### ② その対策

- ・集落間や集落内の連絡道路など、地域住民の生活を支える観点に加え、観光振興の観点からも、交流人口の拡大を見据えた効果的な道路整備と見通しの悪い箇所、除雪が困難な箇所、幅員が狭い箇所などの危険箇所の改良などを行う。
- ・市道・橋梁の維持管理費の平準化と長寿命化を図るため、緊急性や優先度、必要性を見極め、施設の廃止、改修、長寿命化など、計画的な維持管理を行う。
- ・冬期間の確実な交通を確保するため、除雪機械による除雪ほか、消雪パイプなどの克雪施設の効率的な運用を図りながら、持続可能な除雪体制の維持を図るとともに、除雪機械、克雪施設の計画的な更新を図る。また、子どもの通学や高齢者等に配慮した、歩道除雪の充実を図る。

- ・上信越自動車道については、地域活性化や住民生活の利便性の向上のほか、観光誘客の拡大と防災面での機能強化を図るため、妙高サービスエリアへのスマートインターチェンジの設置に向けて、引き続き関係機関との協議を進めていく。
- ・農道は、農業生産性の向上、作業の効率化のため重要な生産基盤であることから、ほ場整備と併せて整備を推進するほか、未舗装の狭隘路線などは、むらづくり農業基盤整備事業や多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度により、地域住民との協働による適切な維持管理を推進する。
- ・林道については、森林資源の適切な維持管理に向け、改良・舗装を計画的に推進する。

## (2) 交通機関

### ① 現況と問題点

当市における公共交通として、バス・タクシーが地域住民の移動手段を担っている。しかし、車社会の進展や人口減少などに加え、コロナ禍の影響により、利用者数は年々減少し、運行経費が増加していることから、効率的で利用実態に即した地域公共交通の確保を図るため、維持・存続に向け運行形態等の改善を進めている。

新井地域では、平成 17 年の市町村合併以降、路線バス「長沢線」「平丸線」「上小沢線」「原通線」「矢代線」「広島線」を市営バスへ転換し、その後、平成 18 年 4 月に「長沢線」を、令和 2 年 10 月には「平丸線」「上小沢線」について NPO 法人によるコミュニティバス運行とした。また、公共交通空白地を解消する取組としては、平成 25 年 10 月から、斐太地区及び水上地区において、予約に応じて運行するデマンド型乗合タクシーを新たに導入したところである。

妙高地域では、平成 21 年 10 月から「大鹿・樽本線」「大谷・桶海線」を NPO 法人によるコミュニティバス運行に、平成 25 年 4 月から路線バス「小野沢線」「岡沢線」をデマンド型乗合タクシーに、同年 10 月から路線バス「関・燕温泉線」を市営バスに転換している。

妙高高原地域では、平成 28 年 4 月から路線バス「赤倉線」「杉野沢線」を市営バスに転換し、観光周遊路線として市営バス「妙高山麓線」を新設することにより、地域の移動手段が確保されている。

今後も利用者の減少が懸念される中、学生や免許返納などにより車を運転できない高齢者等の交通弱者や観光客の移動手段の確保と利便性の向上を図るとともに、公共交通の利用を働きかけることで、環境保全や交通事故の発生抑制につなげる必要がある。

また、えちごトキめき鉄道妙高はねうまラインは、学生や住民の通学・通勤をはじめ、通院・買い物などの重要な交通手段となっており、観光客も含めて利便性の高い運行が求められているが、少子化等も影響し、駅利用者は平成 26 年以降減少傾向にある。また、老朽化の著しい変電所等の大規模設備の更新の必要性も増しており、安定経営に向けては、鉄道利用の普及促進や利便性を向上させるための取組など、地域住民の積極的な利用拡大を図るとともに将来にわたって事業を継続できるよう関係機関との連携を強化する必要がある。

## ② その対策

- ・学生、高齢者等の利用者のニーズや地域の実情に対応し、電車との接続にも配慮した公共交通の維持・確保と一年を通じ安全・安心な運行となるよう関係機関との連携を図る。
- ・利用者のニーズに応じて運行路線や停留所の見直しを図るほか、高齢者や障がい者等がバスや乗合タクシーを利用する際に、乗車運賃の一部を支援し、外出支援や公共交通の利用促進に努める。
- ・観光地等の情報を連携し、誰もがわかりやすい運行情報の提供を行うとともに、主要施設への到着時間や料金を表示するシステムなどの ICT 導入を検討する。
- ・AI を活用したシェア型デマンド交通\*の実証運行を踏まえ、地域公共交通における ICT 導入に向けたアクションプランに基づき、新たな交通体系を構築する。
- ・地域外からの来訪者ニーズにこたえるため、鉄道駅から観光施設などの交流拠点への移動手段を確保するとともに、鉄道の利用促進に向けた普及啓発を強化するほか、地域の実情に応じたサービスの実施に向け、関係機関との連携を強化する。

## ■事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道			
	道路	●市道大鹿西部 23 号線道路改良事業 ○L=33m、W=5m	妙高市	
		●市道大鹿東部 51 号線道路新設改良事業 ○L=60m、W=5m	妙高市	
		●市道赤倉温泉 16 号線道路改良事業 ○L=330m、W=6m	妙高市	
		●市道池の平温泉南北線等道路改良事業 ○L=840m、W=7m	妙高市	
		●市道毛祝坂二俣線道路改良事業 ○L=200m、W=7m	妙高市	
		●市道川上新保線道路新設改良事業 ○L=240m、W=7m	妙高市	
		●市道十日市飛田新田線道路新設改良事業 ○L=717m、W=7m	妙高市	
		●市道新井 18 号線道路新設改良事業 ○L=380m、W=8m	妙高市	
		●市道東関中通線道路新設改良事業 ○L=153m、W=6m	妙高市	
●市道小出雲学校町線道路新設改良事業 ○L=150m、W=6m		妙高市		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市道柳井田東線道路新設改良事業</li> <li>○L=110m、W=6m</li> </ul>	妙高市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市道飛田飛田新田線道路新設改良事業</li> <li>○L=460m、W=7m</li> </ul>	妙高市	
橋りょう	<ul style="list-style-type: none"> <li>●橋梁長寿命化事業</li> <li>○市道橋の点検委託・設計業務・修繕工事 (栗ノ木坂橋、田切橋等)</li> </ul>	妙高市	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●克雪施設管理事業</li> <li>○克雪施設（消雪パイプ）の更新（市道仲町東線他）</li> </ul>	妙高市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スマート IC 整備事業</li> <li>○上信越自動車道妙高 SA へのスマート IC の整備促進</li> </ul>	妙高市	
(3) 林道			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●林道適正管理事業</li> <li>○林道妙高小谷線乙見隧道修繕 L=68.5m</li> <li>○林道改良</li> <li>○林道施設長寿命化対策</li> </ul>	妙高市	
(9) 道路整備機械等			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●除雪対策事業</li> <li>○除雪ドーザ 5台更新</li> <li>○ロータリ除雪車 6台更新</li> </ul>	妙高市	
(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コミュニティバス運行支援事業</li> <li>○内容：NPO 法人が実施するコミュニティバス運行費に対する補助</li> <li>○必要性・効果：地域における交通弱者の移動手段の確保と地域活性化</li> </ul>	妙高市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市営バス運行対策事業</li> <li>○内容：民間路線バス撤退後の市営バスの運行費</li> <li>○必要性・効果：地域における交通弱者の移動手段の確保と観光客の利便性向上</li> </ul>	妙高市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●乗合タクシー運行対策事業</li> <li>○内容：タクシー事業者が運行する乗合タクシー運行費に対する補助</li> <li>○必要性・効果：地域における交通弱者の移動手段の確保</li> </ul>	妙高市	



		<p>●AI オンデマンド交通運営事業</p> <p>○内容：シェア型デマンド交通等新たな公共交通サービスを提供</p> <p>○必要性・効果：地域における交通弱者の移動手段の確保と持続的な公共交通の運行</p>	妙高市	
		<p>●路線バス運行対策事業</p> <p>○内容：バス事業者が自主運行する路線の運行費に対する補助</p> <p>○必要性・効果：地域における交通弱者の移動手段の確保と地域活性化</p>	妙高市	
		<p>●えちごトキめき鉄道経営支援事業</p> <p>○内容：えちごトキめき鉄道の運行費等に対する補助、利便性向上・利用促進に向け関係機関との取組・連携強化、老朽化の著しい大規模設備更新・駅舎改修等に対する支援</p> <p>○必要性・効果：地域における交通弱者や観光客の移動手段の確保</p>	妙高市	
		<p>●エコモビリティ管理・運営事業</p> <p>○内容：エコモビリティの管理・運営</p> <p>○必要性・効果：脱炭素化に資する2次交通として地域内の交流拠点への移動手段の確保</p>	妙高市	

### (3) 公共施設等総合管理計画との整合

「交通施設の整備、交通手段の確保」区分における公共施設等については、市を取り巻く現状及び将来の見通しを分析し、総合管理計画の基本方針に基づく総合的な管理を推進する。

## 6 生活環境の整備



### (1) 水道施設

#### ① 現況と問題点

水道は、浄水場や配水池などの基幹施設と配水管路などからなる水道施設により、給水区域を定めて給水を行っている。

当市には、新井・妙高高原上水道、平丸・長沢・妙高・関地区簡易水道、燕温泉・大谷小規模水道の8つの給水区域と観光施設等の専用水道がある。

水道は、住民の日常生活や社会活動に欠かせない重要なライフラインであり、安全・安心で災害に強い水道供給を持続する必要がある。今後、給水量や料金収入の増加が見込めない一方で、各給水区域の水道施設は、整備後かなりの年数が経過しており、老朽化が進んでいることや耐震性能が不足している場合が多い。

#### ② その対策

- ・老朽化が進み、耐震性能が不足している施設について、計画的な施設更新や耐震化を進める。
- ・水道施設の効率的な運用のため、施設更新にあたっては、給水量に見合った施設の統合や規模の適正化を図る。

### (2) 汚水処理施設

#### ① 現況と問題点

汚水処理は、浄化センターや管路などからなる汚水処理施設により、処理区を定めて処理を行っている。

当市には、新井公共下水道、新井・赤倉・池の平・関山・斑尾の特定環境保全公共下水道、妙高農業集落排水による7つの処理区がある。

汚水処理は、住民の生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図るため、災害に強く安定、効率的な処理を持続する必要がある。今後、処理量や使用料収入の増加は難しい一方で、各処理区の汚水処理施設は、整備後の年数の経過により老朽化が進行し、耐震性能が不足している場合も多い。

また、処理区以外の地域では、生活排水処理のため合併処理浄化槽の普及拡大を進めている。

#### ② その対策

- ・老朽化が進み、耐震性能が不足している施設について、計画的な施設更新や耐震化を進める。
- ・汚水処理施設の効率的な運用のため、処理量に見合った施設の統合や規模の適正化を図る。

- ・補助制度などの支援策により、合併処理浄化槽の設置を促進する。

### (3) 廃棄物処理施設

#### ① 現況と問題点

家庭ごみの排出量については、平成 23 年度から増加傾向にあることを踏まえ、平成 25 年度からごみ減量リサイクル説明会等の啓発により分別意識の向上に努めており、平成 25 年度には大きく減量したが、単身世帯の増加等からその後はほぼ横ばいである。

近年は、コロナ禍の影響により、ごみの総排出量は減少しているものの、1 人 1 日あたりの排出量は増加傾向にあるため、従来からの取組であるごみの減量やリサイクル、分別方法などに関する情報を分かりやすく提供するとともに、今後は、家庭における生ごみの自家処理をはじめ、プラスチック廃棄物や食品ロス削減に繋がるゼロ・ウェイスト<sup>\*</sup>の普及拡大を図ることで、市民等の実践によるごみの排出抑制と資源化をより一層進める必要がある。

また、不法投棄の防止に向け、クリーン巡視員による定期的なパトロールと看板設置等を実施してきた結果、豊かな自然環境は守られているが、人目につきにくい山間部では、不法投棄が見られることから、監視活動を強化するとともに不法投棄者への適切な対応などを行う必要がある。

焼却処理施設である妙高クリーンセンターは、稼働から 25 年、資源物処理施設であるあらい再資源センターは、同 27 年が経過し、ともに老朽化が進んでいるため、妙高クリーンセンターは、令和 3 年度より長寿命化のための改良工事に着手している。

妙高高原最終処分場への埋め立ては、令和 10 年度まで可能と見込まれているが、適切な管理と合わせ、埋立量をできるだけ減少させる取組を進め、更なる延伸を図る必要がある。

#### ② その対策

- ・収集区分及び排出方法、収集日について、継続的に見直しを行い、排出量の変化等の実態に合った効率的な体制を構築するとともに、収集サービスの向上を図る。
- ・「不法投棄はしない、させない、許さない」という住民一人ひとりの意識の高揚を図るとともに、パトロール等の監視により、地域ぐるみの未然防止活動を推進する。
- ・身近な公共空間の沿道のごみ拾い等を行うクリーンパートナー制度の推進や地域での花の植栽活動を支援するなど、協働による継続的な環境美化活動を推進する。
- ・生ごみの自家処理や分別方法に関する情報発信を充実させることに加え、資源循環を促進させるための体制と仕組みの構築を図る。
- ・「キエーロ」、「段ボールコンポスト」等による生ごみ自家処理を推進し、ごみの排出抑制と資源化を進める。
- ・エシカル消費<sup>\*</sup>の普及拡大を図るため、「買いすぎない」「作りすぎない」などの意識啓発や食育活動を通じて、家庭での食品ロスを削減するとともに、「もったいない！食べ残しゼロ運動」を推進し、飲食店等での食べ残しを減らす。
- ・サーキュラー・エコノミー<sup>\*</sup>の実証事業を踏まえて、ゼロ・ウェイストの普及拡大を図る。

#### (4) 消防施設

##### ① 現況と問題点

人口減少や少子高齢化、就労形態の多様化など社会情勢の変化などにより、消防団員の高齢化や、若い団員の確保が難しい状況が続いており、山間部においては活動が困難な分団も出てきている。

このため、令和4年4月1日に妙高市消防団の再編を行い、新井方面隊は14分団17部、妙高方面隊は7分団11部1班、妙高高原方面隊は8分団8部の構成とし、消防団が安定的に活動できる体制の構築を図った。引き続き、消防団を中核とした地域防災力を維持していく必要がある。

今後も、火災や各種災害に対応するため、消防施設の計画的な更新を進めるとともに、各地域の実情に即した訓練を推進する必要がある。

##### ② その対策

- ・若者の消防団離れが進んでいる現状を踏まえ、消防団員の魅力を高めるため、処遇改善や支援制度等の充実を図る。
- ・消防団の再編及び防災、防火（予防消防を含む）を推進するため、消防施設資機材5か年整備計画の見直しを行い、消防施設や資機材等の適正な配置や整備を進める。

#### (5) 地域防災

##### ① 現況と問題点

近年の異常気象により日本各地で大規模な災害が多発しており、住民の防災・減災に対する関心は非常に高まっている。こうした中、市内全域で自主防災組織が組織化されるなど、地域における防災体制は整備されたが、実践的な防災訓練が十分に行われていないことから、訓練の実施などを働きかけるとともに、「自助」「互助」「共助」の意識の醸成を図る必要がある。

今後も、激甚化する災害に対応するため、各地域の実情に即した自主防災組織が主催する訓練や、円滑な避難所運営とするための訓練を推進する必要がある。

##### ② その対策

- ・自然災害を予測し、その被害範囲を地図化したハザードマップの整備・見直しを進めるとともに、防災行政無線など各種システムを活用した防災情報等を適切に発信することで、災害時の備えや避難誘導を促す。また、アフターコロナを見据え、新たな生活様式を取り入れた防災対策を市民・地域と一体となって取り組む。

## ■事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
生活環境の整備	(1)水道施設			
	上水道 簡易水道	●水道施設更新事業 ○老朽化が進み、耐震性能が不足している 水道施設を更新	妙高市	
	(2)下水処理施設			
	公共下水道	●下水道施設改築更新事業 ○老朽化が進み、耐震性能が不足している 下水道施設を更新	妙高市	
		●下水道施設統合事業 ○浄化センター等の統合	妙高市	
	(5)消防施設			
		●消防施設整備事業（葎生） ○妙高方面隊消防器具置場設置	妙高市	
		●消防施設整備事業（大鹿） ○妙高方面隊ポンプ車導入	妙高市	
		●消防施設整備事業（五日市） ○新井方面隊消防器具置場設置	妙高市	
	(6)公営住宅			
		●住宅管理事業 ○市営朝日町住宅大規模改修	妙高市	
	(7)過疎地域持続的発展特別事業			
		●ごみ減量・リサイクル推進事業 ○内容：ごみの適正処理と資源化の推進 ○必要性・効果：衛生的で美しい生活環境 の維持とごみの減量による処分費の削減	妙高市	
		●環境衛生対策事業 ○内容：市クリーン巡視員による巡回監視 不法投棄対策の実施、クリーンパートナー 制度の普及 ○必要性・効果：地域の環境美化の向上	妙高市	
●合併処理浄化槽設置整備事業 ○内容：合併処理浄化槽設置に対する補助 ○必要性・効果：公共下水道の区域外での 生活環境の向上と水質保全		妙高市		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ゼロ・ウェイスト推進事業</li> <li>○内容：サーキュラー・エコノミーの推進</li> <li>○必要性・効果：プラスチックや食品ロス削減による環境負荷低減</li> </ul>	妙高市	
--	--	-----	--

**(6) 公共施設等総合管理計画との整合**

「生活環境の整備」区分における公共施設等については、市を取り巻く現状及び将来の見通しを分析し、総合管理計画の基本方針に基づく総合的な管理を推進する。

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進



### (1) 子育て環境の確保

#### ① 現況と問題点

本市の令和2年国勢調査の年少人口は3,139人であり、平成17年の5,243人と比べて2,104人、40.1%と大幅に減少している。

少子高齢化や人口減少が進む中、結婚を促進するため、独身者の出会いの機会を創出するなどの支援を行うとともに、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援を行うための子育て世代包括支援センターや家庭児童支援専門員、医療機関等の関係者と連携を図りながら、保健師等が妊娠届等の機会を通じて、全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、妊娠、出生時の妊産婦の不安の軽減に寄与する相談支援に取り組んでいる。

また、核家族化の進行や共働き家庭の増加等により、子育てに係る経済的な負担と仕事等との両立に対して不安を抱える保護者が増加していることから、今まで以上にそれぞれの相談機関が把握している情報を適切に共有し、一体となって対応することができる支援体制の強化を図りながら、一人ひとりの生活実態や環境に応じた子育て支援を充実していく必要がある。

#### ② その対策

- ・ 出産に係るタクシー費用や第3子以降の出産費用を助成、さらには全妊産婦にかかる医療費の無償化を実施するとともに、産前産後の家事や育児支援に係る費用を助成するなど、引き続き、出産、産後の不安を解消できるよう環境整備を行う。
- ・ 保護者の就労と子育てを支援するため、認定こども園・保育園や放課後児童クラブ等を開設するとともに、保育料等の無償化、放課後児童クラブや病児・病後児保育室の利用料の減免など、保護者の経済的な負担の軽減を継続する。
- ・ 児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置を推進し、保護者が安心して子どもを産み育てることのできる環境を整備する。
- ・ 子育てに悩む保護者を早期に発見し、適切な支援を行うことで、虐待の未然防止に努めるとともに、学校やこども園・保育園の職員だけでなく、住民ぐるみで虐待予防の意識高揚を図る。
- ・ 安全で快適な保育環境を維持するため、幼児教育・保育施設の計画的かつ効率的な改修、整備を行う。

### (2) 高齢者の保健及び福祉

#### ① 現況と問題点

本市の令和2年国勢調査における65歳以上の高齢者人口は、平成17年に比べて9%増加している。高齢化率は平成17年に比べて9.9ポイント増加している状況の中、住み慣れた地域でいつまでも自立した生活ができるよう、地域が主体となり、ひとり暮らし高齢者や要支援者などへの見守り、情報共有体制を整えている。これらの取組が継続的に実施

されるよう、自治会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会や介護事業所等の関係機関と課題を共有し、解決方法を検討していく必要がある。

要介護認定者や認知症高齢者については、減少傾向にあるが、今後、後期高齢者が増加する中、要介護状態にならない元気高齢者を増やすとともに、介護が必要な状態になっても在宅生活を継続できるよう、介護予防事業の更なる推進と地域包括ケアシステムの確立が求められている。

また、平成7年に設置した高齢者生活福祉センター「妙高の里」は、経年劣化に伴い、改修が必要となっている。

## ② その対策

- ・高齢者一人ひとりが介護予防・元気づくりの必要性を理解できるよう、各種介護予防出前講座や市民公開講座を開催するとともに、身近な通いの場で介護予防に取り組みながら、フレイル予防につながるよう町内会館などを活用した地域の茶の間づくりを促進する。
- ・妙高地域においては、生活支援コーディネーターを中心とした住民主体の生活支援体制整備を進め、他地域においてもフォーラムや勉強会を実施し、住民主体の活動創出について理解を深める。
- ・高齢者の社会参加や生きがいづくりを推進するため、関係機関との連携を強め、生活支援ボランティアなどが活躍できる場の創出や生活支援体制の充実に取り組む。
- ・高齢者が生きがいを持って暮らすことができるよう、老人クラブ活動の支援など、生涯学習や健康づくりへの参加機会の拡充に努めるとともに、シルバー人材センターへの支援など、就業環境づくりを推進する。
- ・全集落で整備された「見守りネットワーク」の継続と地域での浸透を図り、地域での支え合い、見守り体制を強化する。
- ・認知症の早期発見・早期対応を推進するため、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等を地域全体で見守り、支える意識を高めるとともに、生きがいをもって生活できる環境づくりや、在宅での生活に不安のある高齢者の福祉増進を図るため、入居施設の整備を検討する。
- ・施設の長寿命化を図るため、妙高の里の改修を進める。

## (3) 障がい者福祉

### ① 現況と問題点

本市では、障がいのあるかたが地域生活を送るための相談窓口の開設や住宅のバリアフリー化の助成など、社会参加支援への移行に取り組んできた。近年、多様化・複雑化する相談内容への対応や個々の障がいに沿った支援、利用者ニーズに対応した施設の不足などへの対策が急務となっており、障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい生活を送ることができるよう夜間等の緊急時の相談や受入など関係機関と連携した包括的な支援体制の強化を図っている。

就労が困難な障がい者に対しては、引き続き、自立と社会参加の促進のため、就労機会の拡大や就労訓練施設等における工賃アップに向け、更なる取組が必要となっている。ま



た、地域内に重症心身障がい者等に対応した生活介護施設がないことから、近隣市と連携し、広域的な施設利用を促進する必要があるとともに、多様化する支援ニーズに対応するため、相談支援専門員の育成、確保が必要となっている。

令和3年4月1日施行の「手話言語条例」に基づき、手話が言語の一つであることについて市役所職員の手話講習会の受講をはじめ、手話奉仕員等の派遣や養成講座の開催を通じて、市民への普及啓発に努めている。

## ② その対策

- ・障がいの種別や多様な支援ニーズに対応できるよう、夜間等の緊急時の対応など相談支援体制の充実、強化とともに、障がいの権利擁護を図るため、成年後見制度の活用に向け啓発活動を推進する。
- ・障がいの自立した生活を支援するため、ニーズに応じた住環境の整備を継続するとともに、近隣市などと広域的に連携し、重症心身障がい者等に対応した活動の場の提供に向けた検討を行う。
- ・一般就労に向け、障がい者就労支援施設、生活困窮相談支援員、企業等と連携し、就労体験等の機会の充実を図る。
- ・就労支援施設での訓練内容の充実や農福連携など各種事業と連携することで就労機会の拡大を図るとともに、地域での安全安心な暮らしのためグループホーム等の施設整備を支援する。
- ・手話言語条例に基づく市役所窓口への手話通訳者の配置、手話奉仕員の派遣や育成に取り組むなど円滑な意思疎通に向けた環境づくりを進める。

## (4) 健康づくり

### ① 現況と問題点

住民が健康寿命を延ばし、生涯を通じて健康な生活を送れるよう、平成25年に「元氣いきいき健康条例」を制定し、生活習慣病予防のための運動習慣の定着を図る施策やバランスの取れた食生活についての普及啓発などの取組を進めてきた結果、平成22年度と令和2年度の健康寿命を比較すると、男性は76.93歳から78.31歳へと1.38歳、女性は82.32歳から83.68歳へと1.36歳と伸びているが、引き続き、健康寿命の延伸に取り組む必要がある。

一方、運動習慣の定着については、コロナ禍の影響により地域で行う健康づくり活動が実施できず、成果が十分に表れていないことから、引き続き、個人と地域における活動の両輪で運動習慣の定着率向上に向けて取り組んでいく必要がある。

また、本市の自殺死亡率が国・県の平均より高い状況であることから、こころの健康づくりを継続する必要がある。

本市の総医療費のうち、がんの治療に占める割合が高く、特に大腸がん、胃がん等の死亡率は、全国・県平均に比べて高い状況にあり、がんの早期発見・早期治療につなげるため、市民特定健診・各種がん検診等の受診率向上に取り組むとともに、健診後の保健指導等を充実し、重症化を予防していく必要がある。

妙高保健センター及び妙高高原保健センターは、経年劣化に伴い、改修等が必要となっている。

## ② その対策

- ・運動習慣の定着やバランスのとれた食生活の実践に向けて、健康情報の発信や健康づくりリーダー等による健康増進の取組の支援を行い、市民の健康づくりへの意識の高揚や主体的に健康づくりに取り組める環境を整える。
- ・生活習慣病の発症・重症化予防に向け、市民特定健診・がん検診の受診しやすい環境づくりや未受診者への積極的な受診勧奨を行うとともに、医療機関と連携した保健指導を行う。
- ・「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けて、こころの健康づくりの正しい知識の普及啓発や、こころの不調に気付いた時の各種相談窓口の周知など、相談や受診につなげる取組を継続する。
- ・生活習慣病予防やがんの早期発見・早期治療を促進するため、健診受診日の日時指定や予約先の一本化など、受診しやすい環境づくりを進めるとともに、未受診者に対して積極的な受診勧奨を行い、受診率の向上を図る。
- ・活動拠点施設の長寿命化及び充実を図るため、妙高保健センター、妙高高原保健センターの改修等を進める。

## ■事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
子育て環境の 確保、高齢者等 の保健・福祉の 向上及び増進	(2)認定こども園			
		●認定こども園・保育園園舎等整備事業 ○妙高高原こども園等の大規模改修	妙高市	
	(3)高齢者福祉施設			
	高齢者生活福祉センター	●妙高の里改修事業 ○屋根防水、外壁等改修	妙高市	
	(5)障害者福祉施設			
	その他	●障がい者グループホーム整備事業 ○障がい者グループホームの施設整備を支援	妙高市	
	(7)市町村保健センター及び母子健康包括支援センター			
		●妙高保健センター大規模改修事業 ○屋上防水、空調設備更新等大規模改修	妙高市	
		●妙高高原保健センター管理事業 ○屋根塗装修繕、冷房設備の整備	妙高市	
	(9)過疎地域持続的発展特別事業			
	●一般介護予防事業 ●介護予防・生活支援サービス事業	妙高市		

	<p>○内容：高齢者の介護予防やフレイル予防につながる支援の実施</p> <p>○必要性・効果：住み慣れた地域で元気に生活できることによる健康寿命延伸</p>		
	<p>●障がい者相談支援事業</p> <p>○内容：障がい者の生活相談と支援の実施</p> <p>○必要性・効果：障がい者の社会参加</p>	妙高市	
	<p>●障がい者日常生活支援事業</p> <p>○内容：就労機会の拡大に向けた各種事業との連携、就労支援事業所への支援</p> <p>○必要性・効果：就労支援体制の充実</p>	妙高市	
	<p>●生活支援体制整備事業</p> <p>○内容：生活支援コーディネーターの配置による各種事業の展開</p> <p>○必要性・効果：高齢者の健康寿命延伸、生活支援体制の充実</p>	妙高市	
	<p>●放課後児童クラブ事業</p> <p>○内容：放課後児童クラブの開設</p> <p>○必要性・効果：保護者の就労と子育てを支援</p>	妙高市	
	<p>●子ども家庭総合支援拠点運営事業</p> <p>○内容：こども家庭センターの設置に向けた体制整備</p> <p>○必要性・効果：子育て支援体制の充実・強化</p>	妙高市	
	<p>●体と心の健康づくり事業</p> <p>○内容：地域や事業所などと連携し、「健康バランス食」の普及、ウォーキングによる健康づくりの推進</p> <p>○必要性・効果：市民主体による日常的な運動習慣や健康づくりの定着、生活習慣病の予防</p>	妙高市	
	<p>●生活習慣病予防健診・重症化事業</p> <p>○内容：市民健診や各種がん検診等の実施と保健指導の実施</p> <p>○必要性・効果：早期発見や重症化予防による健康寿命の延伸と医療費削減</p>	妙高市	

#### (5) 公共施設等総合管理計画との整合

「子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」区分における公共施設等については、市を取り巻く現状及び将来の見通しを分析し、総合管理計画の基本方針に基づく総合的な管理を推進する。

## 8 医療の確保



### (1) 医療の確保

#### ① 現況と問題点

本市には、2病院、8医科診療所があり、住民に身近な医療機関として、受診機会の確保が図られている。

基幹病院である新井地域の厚生連けいなん総合病院（以下「けいなん総合病院」という）や妙高高原地域の県立妙高病院などの医師をはじめとした医療従事者を継続的に確保するとともに、県の「地域医療構想」に基づく県立病院の見直しが課題となっている。

このため、地域住民が安心して診療を受けられるよう、医療機関や医師会などの関係機関との連携により、限りある医療資源を最大限活用し、上越地域全体で病院間での連携や機能分担を行い、地域完結型の医療提供の充実を図る必要がある。あわせて、寄附講座の継続により新潟大学との連携を深め、けいなん総合病院の運営に対する財政支援を行い、市内の医療機関の医療提供体制を確保するとともに、医師養成修学資金貸与制度等により将来の医師確保と新規開業医の誘致を図る必要がある。

また、高齢者や観光客が多い地域のため、新型コロナウイルス感染症の予防策として、感染防止意識を高めつつ、感染リスクを回避する行動様式の実践に引き続き取り組んでいく必要がある。

#### ② その対策

- ・市内基幹病院の医療提供体制の維持を図るため、医療機器・設備の更新や運営費などへの支援を行うほか、医療従事者の確保のため、県や大学など関係機関との連携を図る。
- ・病院、医師会、県、厚生連など関係機関との連携強化を図り、限りある医療資源を最大限に活用するとともに、上越地域全体で地域医療を支える体制づくりを進め、住民や観光客等が安心して医療を受けられるよう、医療体制の充実を図る。
- ・身近な医療から高度な医療まで、適切な診療を受けられる医療体制を確保するため、上越地域の関係機関との連携強化、救急医療や休日・夜間診療などの充実を図る。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、市民ぐるみの感染防止対策を継続する。
- ・将来の医師確保と新規開業医の誘致を図るため、医師養成修学資金貸与制度及び診療所開設への補助を継続する。

## ■事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
医療の確保	(1) 診療施設			
	診療所	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域医療体制確保事業</li> <li>○妙高診療所の屋根及び外壁塗装工事</li> </ul>	妙高市	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域医療体制確保事業</li> <li>○内容：医師確保と新規開業医に対する支援</li> <li>○必要性・効果：医療提供体制の確保</li> </ul>	妙高市	

### (2) 公共施設等総合管理計画との整合

「医療の確保」区分における公共施設等については、市を取り巻く現状及び将来の見通しを分析し、総合管理計画の基本方針に基づく総合的な管理を推進する。

## 9 教育の振興



### (1) 学校教育

#### ① 現況と問題点

本市には、小学校が8校、中学校が3校、特別支援学校が1校あるが、ほとんどの学校で児童・生徒の減少が続いている。

このような状況の中で、児童生徒が多くの人との交流を通して、多様な考えに触れ、思考を深め、自らの思いや考えを表出することにより、コミュニケーション力を育むなど、特色ある教育活動を実践していくため、学校と地域の連携や更なる遠隔交流を推進していく必要がある。

基礎学力の向上はもとより、「ほんもの教育」の推進に向けては、子どもたちの豊かな人間性を育むため、各学校区にとどまらず、全市的な地域資源の積極的な活用と掘り起こしを、ESD<sup>\*</sup>視点に立った体験学習等を通じて進める必要がある。また、年々進展する情報化やグローバル化に対応できる力を養うため、実体験による学習を取り入れたプログラミング教育や英語教育により、社会で役に立つ学力の定着を図る必要がある。

学習環境の整備に向けては、引き続き安全・安心に教育活動に取り組めるよう、遠方の児童・生徒については、スクールバスによる通学を支援していく必要がある。

また、小・中・特別支援学校の校舎及び体育館等については、そのほとんどが建築後30年以上経過しており、老朽化等に対する適切な維持管理と計画的な修繕を行う中で、教育環境の整備を進めるとともに、令和5年4月1日からの妙高高原北小学校と妙高高原南小学校の統合により学校施設の再配置がひととおり完了することから、今後の学校施設等の利活用について検討する必要がある。

#### ② その対策

- ・感動体験や困難な体験などの様々な経験、地域文化を活かした活動やコミュニティスクールを核として地域住民と連携した活動など、郷土妙高の様々な資源を取り入れた学びなどを通して、学ぶことの楽しさを実感できる「ほんもの教育」に重点を置いた学習活動を推進する。
- ・児童生徒が主体的、自立的に学ぶ姿勢を育むとともに、学校と地域の連携を深める妙高型イェナプラン教育を推進する。
- ・多様な考えに触れ合い、コミュニケーション力の向上を目指した遠隔交流を推進する。
- ・各小中学校への教育補助員の配置による子どものやる気や、学ぶ意欲を引き出す楽しく分かる授業への改善、放課後などにおける学習支援の実施等により、基礎学力の更なる向上と読解力や活用力を育成する。
- ・情報化社会に適応するため、計画的にプログラミング教育に取り組むとともに、インターネットやデジタル教科書など1人1台端末を活用した情報教育を進め、利便性の向上や最先端技術を適切に利用できる能力の育成を図る。
- ・英語によるコミュニケーション能力の向上や異文化への理解を深め、グローバル化に対

応できる人材を育成するため、ALT や外国語活動コーディネーター等による指導の充実を図るとともに、市内を訪れる外国人観光客や国際姉妹都市との交流を通じた国際理解や国際感覚の醸成に取り組む。

- ・登下校の安全確保を第一に、スクールバスの効率的な運行を行う。
- ・児童生徒や教職員の安全安心な教育環境の維持を図るため、施設の老朽化の状況や長寿命化に向けた計画的な修繕・改修を実施する。

## (2) 生涯学習

### ① 現況と問題点

人口減少や高齢化の進行により地域コミュニティ機能が低下しつつあり、人と人とのつながりの希薄化が懸念される中、お互いをいたわり、思いやり、助けあう「妙高市民の心」や、人と豊かな自然のつながりを大切にし、持続可能な地域づくりを目指す「SDGs」を大切にしながら、住民が生涯を通じて主体的に学び、学びを通して人や地域とのつながりを深めていけるよう、住民ニーズや社会情勢の変化等に応じた多様な学習機会を引き続き提供していく必要がある。

市内におけるスポーツ施設では、総合型地域スポーツクラブによるジュニアスポーツクラブの運営や各種大会・教室の開催をはじめ、ラジオ体操やウォーキングの実施など、住民の健康・体力づくりに利用されている。これらへの参加者は増加傾向にあるが、より一層の日常的な運動習慣の定着を図るため、住民等が気軽にスポーツを楽しみ、継続的に活動できる環境を整える必要がある。

競技スポーツの普及や選手の育成については、少子化による競技スキー人口の減少や地域における選手育成への支援の低下が懸念されていることから、指導体制の維持・充実による競技水準の向上を図り、全国や世界で活躍するアスリートの育成や、競技人口の底辺の拡大が必要である。

学校における休日の運動部及び文化部活動の地域移行に向けては、指導者の確保や指導体制の確立に取り組み、技術の向上と裾野の拡大を図る必要がある。

集会施設については、老朽化している施設があり、また、住民ニーズの多様化により施設に求められる機能も変化していることから、これらに対応した施設の改善・改修を行い、地域での学びや集会機能の充実を図る必要がある。

図書館は、施設の老朽化が進行しており、市民ニーズや社会情勢の変化等に応じた他の公共施設等との再編による新たな施設整備が必要となっている。

### ② その対策

- ・関係機関や各種団体等と連携し、住民のニーズや社会経済情勢の変化に応じた多様な学習機会の提供と充実を図る。
- ・SDGs を身近に感じ、普段から意識して生活を送ることができるよう、イベント等を通じてSDGs の普及啓発を図る。
- ・総合型地域スポーツクラブによる事業展開により、住民一人ひとりがそれぞれのライフステージにおいて継続的にスポーツに親しむことができる環境づくりと、学校における休日の部活動の受け皿としての体制づくりに取り組む。

- ・スキーをはじめとするジュニア選手の育成を図るため、地域の育成団体などと連携しながら競技人口の底辺の拡大を目指すとともに、指導体制を強化し、選手の競技力向上のための取組を進め、地域スポーツの振興を図る。
- ・幅広い年齢層の住民や来訪者が快適にスポーツに取り組める環境を提供するため、スポーツ施設の修繕などについては、優先順位をつけ、計画的に実施する。
- ・地域住民の学びや集会に必要な施設環境を確保するため、集会施設などの計画的な改善・改修を行う。
- ・民間の低未利用地や公共が所有する土地を活用し、「図書館」「子育て支援」「生涯学習」「市民交流」の機能を集約した新図書館等複合施設を整備する。

## ■事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
教育の振興	(1)学校教育関連施設			
	校舎等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小学校大規模改修事業</li> <li>○妙高高原北小学校の外壁改修等</li> <li>○斐太北小学校体育館外壁改修</li> <li>○新井北小学校体育館外壁改修</li> <li>○LED 化工事（新井小学校、斐太北小学校、新井南小学校、新井北小学校、新井中央小学校、妙高高原北小学校、妙高小学校）</li> <li>●小学校施設管理事業</li> <li>○温水設備設置工事（斐太北小学校、新井北小学校、新井中央小学校）</li> <li>●中学校大規模改修事業</li> <li>○新井中学校屋上防水工事</li> <li>○妙高中学校給水管改修・外壁改修・屋上防水</li> <li>●中学校施設管理事業</li> <li>○温水設備設置工事（新井中学校）</li> </ul>	妙高市	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●妙高高原北小学校、妙高高原南小学校統合関連事業</li> <li>○統合に伴う校舎等の改修</li> </ul>	妙高市	
	水泳プール	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小学校大規模改修事業</li> <li>○妙高高原北小学校プールの改修等</li> </ul>	妙高市	
	(3)集会施設、体育施設等			
集会施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●妙高コミュニティセンター整備事業</li> <li>○妙高支所の一部をコミュニティセンターに転用改修</li> </ul>	妙高市		



	<ul style="list-style-type: none"> <li>●妙高高原支所（メッセ）管理事業</li> <li>○冷温水発生機更新、駐車場舗装修繕等</li> </ul>	妙高市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●妙高高原ふれあい会館外壁等改修事業</li> <li>○屋根及び外壁の塗装・修繕</li> </ul>	妙高市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●妙高市文化ホール・新井総合コミュニティセンター管理運営事業</li> <li>○妙高市文化ホールなどの改修</li> </ul>	妙高市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新図書館等複合施設整備事業</li> <li>○新図書館等複合施設の整備</li> </ul>	妙高市	
体育施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スポーツ施設整備事業</li> <li>○赤倉体育センター、妙高高原スポーツ公園、池の平スポーツ広場、妙高市オールシーズンジャンツェ、妙高ふれあいパーク、新井総合公園などの施設改修</li> </ul>	妙高市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都市公園整備事業</li> <li>○新井総合公園の拡張整備</li> </ul>	妙高市	
(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもの通学等対策事業</li> <li>○内容：遠距離通学者を対象としたスクールバスの運行</li> <li>○必要性・効果：児童、生徒の登下校の安全の確保、保護者の経済的負担軽減</li> </ul>	妙高市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スポーツタウンづくり推進事業</li> <li>○内容：統合型スポーツクラブに対するジュニアスポーツクラブ及び各種スポーツ教室等の運営委託、ジュニアスポーツ指導者研修会の開催や資格取得等への支援による指導体制の確保</li> <li>○必要性・効果：地域住民の運動習慣の定着化による健康寿命の延伸、スポーツを通じた地域住民の交流促進</li> </ul>	妙高市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スキーのまち妙高推進事業</li> <li>○内容：ジュニアスキー育成団体に対する選手の育成に係る費用の補助、競技スキー選手の強化・育成事業委託、底辺の拡大、大会等の支援</li> <li>○必要性・効果：ジュニアアスリートの強化と底辺拡大によるスキーの振興</li> </ul>	妙高市	

		<p>●基礎学力向上支援事業</p> <p>○内容：児童生徒の学力・学習状況の把握と家庭学習の支援、1人1台端末の活用</p> <p>○必要性・効果：基礎学力の定着、個別学習や協働学習の充実</p>	妙高市	
		<p>●こども国際交流事業</p> <p>○内容：海外姉妹都市との交流、外国文化の学習</p> <p>○必要性・効果：異文化を体験して、国際理解や国際感覚を醸成</p>	妙高市	
		<p>●教育情報システム最適化業務</p> <p>○内容：専門人材による情報通信技術の活用</p> <p>○必要性・効果：行政事務、教職員事務の効率化等</p>	妙高市	
		<p>●教育振興事業</p> <p>○内容：学校と地域の連携を深める妙高型イエナプラン教育の推進</p> <p>○必要性・効果：児童生徒の主体性・自主性の育成</p>	妙高市	
		<p>●生涯学習推進事業</p> <p>○内容：生涯学習指導員を配置し、生涯学習プランに基づく学習プログラムの企画、実施、オンラインやサテライト会場の開設による学習機会の提供、地域活動人材の登録・活用</p> <p>○必要性・効果：住民の学びの意欲を喚起し、学びの循環を促進</p>	妙高市	
		<p>●SDGs 普及啓発事業</p> <p>○内容：イベント等を通じたSDGsの学習</p> <p>○必要性・効果：住民へSDGsを意識づけし、持続可能な地域づくりを促進</p>	妙高市	

### (3) 公共施設等総合管理計画との整合

「教育の振興」区分における公共施設等については、市を取り巻く現状及び将来の見通しを分析し、総合管理計画の基本方針に基づく総合的な管理を推進する。

## 10 集落の整備



### (1) 集落の整備

#### ① 現況と問題点

少子高齢化や人口減少、核家族化、生活の変化、価値観の多様化などによる、地域を支える人材不足をはじめ、自治活動に関する地域住民の意識の希薄化、組織の脆弱化により、地域コミュニティ活動の維持・存続が危惧される中、地域コミュニティと行政が地域の将来を見据えながら「自分たちの地域は自分たちで守る」ということを地域づくりの基本に置き、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられる持続可能な地域コミュニティを構築するため、令和4年度に「妙高市地域コミュニティ振興指針」を改訂した。この指針では、地域コミュニティの維持・再生に向けた対策に取り組むとともに、地域におけるSDGsなどの課題にも対応できるよう地域づくり活動への人的・財政的支援の充実を図ることとしている。

しかし、高齢化の著しい地域では、地域コミュニティの維持や共同作業などが困難になってきていることや、中山間地域における管理不全な空き家が増加していることなど、引き続き、課題を解決するための地域の主体的な話し合いや取組などの支援を行っていく必要がある。

また、支援が必要な高齢者等の見守りや雪処理、買い物、通院等の生活支援に係る需要が増加するなど、安心して暮らし続けるための支援が求められていることから、住民、自治組織、事業者、行政などの協働による助け合い、支え合いの相互扶助機能を向上させていく必要がある。

#### ② その対策

- ・地域住民が主体となって地域の課題解決に取り組み、生活に必要な営みを住民同士で支え合う「地域運営組織\*」づくりを進めるとともに、地域課題解決のための主体的な取組の拡大を図るため、地域支援員や地区担当職員による人的支援と併せて、地域づくり活動団体やまちづくり活動への財政的支援を行うほか、地域におけるSDGs活動を推進するため、意識の向上と実践活動につながる地域の主体的な取組を支援する。
- ・地域コミュニティ振興指針に基づき、単体の自治会だけでは解決ができない課題に対応するため、従来の団体の枠組みを超えた広い範囲の新たな仕組みとして、概ね市町村合併時の旧小学校区をブロックとした「地域運営組織」の構築を長期的な将来像に掲げ、地域づくり活動団体の再編を進める。
- ・特定空き家など、管理不全な空き家の適正管理に関する支援を進める。
- ・雪下ろしなどの屋根雪処理の負担軽減と屋根雪除雪に伴う事故防止に向けて、住宅の安全対策工事に対する費用の一部を補助する。

## ■事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
		<p>●地域づくり応援事業</p> <p>○内容：地域づくり活動団体の自主活動に対する補助、地域運営組織への支援</p> <p>○必要性・効果：地域の絆やつながりを深める事業の促進による地域の活性化</p>	妙高市	
		<p>●空き家等適正管理事業</p> <p>○内容：特定空き家等の適正管理に関する支援（除却の補助、地域による協働作業への助成等）</p> <p>○必要性・効果：空き家に隣接する住民の不安解消と安全確保</p>	妙高市	
		<p>●地域コミュニティ施設管理事業</p> <p>○内容：地域集会施設等に必要工事・修繕、解体、耐震化等に対する補助</p> <p>○必要性・効果：適正な集会施設の維持管理</p>	妙高市	
		<p>●雪国妙高住まいの克雪対策推進事業</p> <p>○内容：既存住宅の克雪化改修工事や命綱等の安全対策工事に対する補助</p> <p>○必要性・効果：屋根雪処理の負担軽減と屋根雪除雪に伴う事後防止</p>	妙高市	

### (2) 公共施設等総合管理計画との整合

「集落の整備」区分における公共施設等については、市を取り巻く現状及び将来の見通しを分析し、総合管理計画の基本方針に基づく総合的な管理を推進する。

## 1 1 地域文化の振興等



### (1) 地域文化の振興

#### ① 現況と問題点

過疎化や少子高齢化の影響により、伝統的な祭りや習俗、農山村の風景、雪国の暮らし等の妙高らしさを表す様々な歴史文化が失われつつあることから、地域の宝である歴史文化資源を地域全体で保存・活用していく取組が必要となっている。

新井地域の斐太歴史の里は、遊歩道や案内看板等の整備を進め、歴史学習の拠点として活用されているが、より多くの方から訪れていただけるよう案内機能の充実や散策環境の改善を図る必要がある。

妙高地域の関山神社周辺には、国指定の銅造菩薩立像や県指定の関山石仏群など貴重な文化財が数多く集中している。また、平成 24 年度には旧関山宝蔵院庭園が国の名勝となり、新たな付加価値が関山神社周辺文化財群に加わった。令和 2 年度には 6 年間に及ぶ庭園の修復工事が完成し、妙高山を借景とした当時の庭園景観が蘇った。現在、市内外から多くの歴史愛好家が神社周辺に訪れており、これら文化財群を活用し、地域の活性化につながる取組の必要性が高まっている。

妙高高原地域の関川には、江戸幕府により北国街道の要衝として設置された関所が所在し、平成 9 年度に「関川関所 道の歴史館」として、江戸時代の関所を復元した展示施設がオープンした。しかし、築 20 年以上が経過し、展示物のマンネリ化や施設の老朽化が進んでおり、改修が必要となっている。

#### ② その対策

- ・北国街道の宿場沿いに点在する関山神社周辺文化財や旧関山宝蔵院庭園、関川関所など、地域に伝わる文化財の価値を明らかにしながら、住民の文化財に対する保護意識と地域への関心を高めるとともに、地域の宝として一層の磨き上げや必要な整備等を行いながら、歴史遺産の魅力発信の取組を強化し、文化財の公開・活用を通して、地域振興や観光振興を図る。

### ■事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
地域文化の振 興等	(1)地域文化振興施設等			
	地域文化振興施設	●文化財展示施設等管理運営事業 ○関川関所道の歴史館の展示内容や施設の リニューアル	妙高市	

(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 妙高歴史遺産活用推進事業</li> <li>○ 内容：斐太歴史の里、関山神社周辺文化財群、関川関所の価値や魅力の発信</li> <li>○ 必要性・効果：地域の活性化、観光振興</li> </ul>	妙高市	

**(2) 公共施設等総合管理計画との整合**

「地域文化の振興等」区分における公共施設等については、市を取り巻く現状及び将来の見通しを分析し、総合管理計画の基本方針に基づく総合的な管理を推進する。

## 1 2 再生可能エネルギーの利用の推進



### (1) 再生可能エネルギーの利用の推進

#### ① 現況と問題点

全国的に「2050年カーボンニュートラル」に向けた取組が進められている中、本市においても2050年までにCO<sub>2</sub>の排出量を実質ゼロとすることを宣言し、令和3年4月に「生命地域妙高ゼロカーボン推進条例」を施行した。また、ゼロカーボンの達成に向けたロードマップと具体的な施策を明らかにするため、「妙高市ゼロカーボン実行計画」を策定するとともに、国立公園において脱炭素化や脱プラスチックによる持続可能な観光地づくりを推進するため、令和4年3月には環境省より、全国で4番目となる「ゼロカーボンパーク」の登録を受けた。

今後は、「妙高市ゼロカーボン実行計画」に基づき、市民、事業者、市が協働し、地域における脱炭素に資する施策を加速させていくことが必要不可欠である。具体的には、住宅・建築物の省エネ性能の向上と再エネ設備等の導入や、工場等の再エネ自家消費などを推進する必要がある。また、妙高高原温泉郷を有する妙高市が高いポテンシャルを持つ地熱や温泉熱をはじめ、小水力や雪冷熱など、豊かな地域資源を活用した再エネの開発・導入を進める必要がある。

#### ② その対策

- ・「妙高市ゼロカーボン実行計画」に基づき、関係者が目指す姿を共有し、協働しながら、専門性の高い民間事業者等の参画のもと、分野横断的な取組を推進する。
- ・公共施設や住宅、工場等への太陽光発電をはじめとした再エネ設備の導入を推進し、再エネ自給率向上に努めるとともに、自家消費のための蓄電池の導入を推進する。
- ・住宅等建築物のZEH<sup>※</sup>化・ZEB<sup>※</sup>化を推進する。
- ・地熱や小水力など再エネ開発を推進し、再エネの地産地消を実現するとともに、地域に利益をもたらす仕組みを構築する。

### ■事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
再生可能エネ ルギーの利用 の推進	(1)再生可能エネルギー利用施設			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●再生可能エネルギー整備事業</li> <li>○地熱発電等の付帯施設整備</li> <li>○公共施設の太陽光発電設備等整備</li> </ul>	妙高市	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●市役所ゼロカーボン推進事業</li> <li>○妙高市役所地球温暖化対策実行計画に基 づく取組の推進</li> </ul>	妙高市	

(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	<p>●ゼロカーボン関連事業</p> <p>○内容：妙高市ゼロカーボン実行計画に基づく取組の推進</p> <p>○必要性・効果：ゼロカーボンの推進、地域における定着</p>	妙高市	
	<p>●再生可能エネルギー整備事業</p> <p>○内容：民間施設の太陽光発電設備等整備支援、住宅等の省エネ化・再エネ導入等に対する支援、民間事業者等による再エネ開発に対する支援</p> <p>○必要性・効果：ゼロカーボンの推進、地域における定着</p>	妙高市	

## (2) 公共施設等総合管理計画との整合

「再生可能エネルギーの利用の推進」区分における公共施設等については、市を取り巻く現状及び将来の見通しを分析し、総合管理計画の基本方針に基づく総合的な管理を推進する。



## 1.3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項



### (1) 地域に根ざした自治の推進

#### ① 現況と問題点

本市では、合併した旧町村に支所を設置し、地域の特性や地域住民の声を生かし、住民に身近な行政経営に努めてきている。支所機能を維持・強化するため、妙高高原支所は平成30年に妙高高原メッセへ移転し、妙高支所は令和2年より改修工事を進めている。

また、平成19年に市民と行政の協働による自治の推進などを規定した自治基本条例を制定し、市民主体のまちづくりを進めてきているところである。

子育て、介護、防災、防犯など、行政だけでは解決できない課題が山積している中、今後も、地域住民の力を生かした自治、住民と行政の協働によるまちづくりを一層進める必要がある。

#### ② その対策

- ・地域住民の拠り所となる支所機能の維持・向上を図るとともに、施設の適切な維持管理を行う。
- ・人口減少や少子高齢化が進む集落でも、安心して暮らし続けることができる地域を実現するため、市役所移動窓口号による各種行政手続きや保健師等が相談対応を行うなど地域に寄り添った新たな行政サービスを提供するとともに、民間における移動販売車の拡大を働きかけることで、将来にわたり持続可能な地域づくりを目指す。

### (2) 市民との協働によるSDGsの実践

#### ① 現況と問題点

人口減少社会をはじめ気候危機や格差社会等への対応が求められる中において、本市は、令和3年5月に内閣府より、「SDGs 未来都市」の選定を受け、市民・地域・事業所のSDGsに対する意識改革と行動変容を促進する取組を進めている。

今後も一人ひとりがSDGsを理解し、取組をはじめめることで、持続的なまちづくりの達成と妙高で暮らす全ての人を笑顔にするため、あらゆる主体による実践の輪を拡大する必要がある。

#### ② その対策

- ・SDGs推進条例及び推進実行計画に基づき、着実に事業を推進する。
- ・市民及び有識者による継続的な普及啓発活動等を通じた家庭・地域・学校・事業所への周知と実践の強化を図る。

- ・SDGsに関する専門的な知識と経験を有する人材を活用した組織体制の充実と強化を図り、各種施策を全面展開する。

## ■事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
その他地域の 持続的発展に 関し必要な事 項	(1) 公共施設の整備			
		●妙高高原支所管理事業 ○高圧受電設備更新、屋根塗装修繕、駐車 場舗装修繕等	妙高市	
		●妙高支所管理事業 ○内装及び外壁改修、空調設備の整備等	妙高市	
		●行政モビリティサービス整備事業 ○市役所移動窓口号等による行政サービス の提供等	妙高市	
		●総合計画・SDGs推進事業 ○SDGs推進条例及び推進実行計画に基づく 取組の推進	妙高市	

### (3) 公共施設等総合管理計画との整合

「その他地域の持続的発展に関し必要な事項」区分における公共施設等については、市を取り巻く現状及び将来の見通しを分析し、総合管理計画の基本方針に基づく総合的な管理を推進する。

■事業計画一覧（令和3年度～令和7年度）※再掲

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1)移住定住			
		●妙高ふるさと暮らし応援事業 ○妙高での暮らしが体験できる施設の整備	妙高市	
		●定住促進空き家活用事業 ○移住支援住宅の整備	妙高市	
	(2)地域間交流			
		●クラインガルテン妙高維持管理事業 ○外壁・屋根等改修 ○風除室設置工事等	妙高市	
		●テレワーク研修交流施設等整備事業 ○テレワーク研修交流施設及び周辺整備	妙高市	
		●地域活性化施設維持管理事業 ○苗名の湯、そばの花の改修等	妙高市	
		●観光施設維持管理事業 ○妙高山麓都市交流施設の屋根塗装	妙高市	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
		●テレワーク研修交流施設管理事業 ○内容：テレワーク研修交流施設の管理・運営 ○必要性・効果：関係人口・交流人口の拡大	妙高市	
		●妙高ふるさと暮らし応援事業 ○内容：空き家情報の提供、移住支援員による相談体制の充実 ○必要性・効果：移住・定住者の増加	妙高市	
		●総合計画・SDGs推進事業 ○内容：SDGs教育交流プログラムの構築等 ○必要性・効果：関係人口・交流人口の拡大	妙高市	
		●関係人口創出・拡大事業 ○内容：官民共創による地方創生 ○必要性・効果：関係人口の創出・拡大	妙高市	
		●住宅取得等支援事業 ○内容：市内における住宅取得等に対し費用の一部補助 ○必要性・効果：移住・定住者の増加	妙高市	

		<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域づくり応援事業</li> <li>○内容：人材育成塾の開催による地域リーダーの育成</li> <li>○必要性・効果：地域の活性化</li> </ul>	妙高市	
産業の振興	(1) 基盤整備			
	農業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県営農業農村整備事業</li> <li>○杉野沢地区：ほ場整備面積 A=15.2ha</li> <li>○原通北部地区：ほ場整備面積 A=37.4ha</li> <li>○広島地区：ほ場整備面積 A=51.4ha</li> <li>○柳井田地区：ほ場整備面積 A=16.4ha</li> <li>○大和地区：ほ場整備面積 A=3.5ha</li> <li>○柳井田地区：頭首工整備</li> <li>○四ヶ字地区：頭首工整備</li> <li>○原通・鳥坂地区：用排水路改修 L=3,000m</li> <li>○姫川原地区：頭首工整備</li> <li>○志地区：頭首工整備</li> <li>○志第2地区：頭首工整備</li> <li>○関川右岸（西条）地区：用水路改修 L=249m</li> </ul>	新潟県	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●県単農業農村整備事業</li> <li>○中島新田地区：用水路改修 L=300m</li> </ul>	妙高市	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●ため池等適正管理事業</li> <li>○恵ため池の維持改修</li> </ul>	妙高市	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●農道等適正管理事業</li> <li>○北原こ線水路橋撤去 L=50m</li> <li>○参賀水管橋塗装修繕 A=700 m<sup>2</sup></li> <li>○月岡地区：用水路改修 L=84m</li> </ul>	妙高市 土地改良区	
	(4) 地場産業の振興			
	生産施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●六次産業化推進事業</li> <li>○六次産業化施設の整備検討</li> </ul>	妙高市	
	流通販売施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域活性化施設維持管理事業</li> <li>○地域活性化施設等の改修</li> </ul>	妙高市	
	(8) 観光又はレクリエーション			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●妙高山登山道等整備事業</li> <li>○妙高山・火打山の情報発信の拠点整備</li> <li>○妙高山・火打山の登山道や看板整備</li> </ul>	妙高市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●観光資源魅力向上整備事業</li> <li>○看板整備・駐車場舗装等</li> </ul>	妙高市		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●笹ヶ峰観光施設整備事業</li> <li>○笹ヶ峰野営場の改修工事、施設整備</li> </ul>	妙高市		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>●苗名滝遊歩道整備事業</li> <li>○苗名滝遊歩道の木道整備</li> </ul>	妙高市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●クアオルト（健康保養地）環境整備事業</li> <li>○ウォーキングコース等の整備</li> </ul>	妙高市	
(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●妙高山登山道等整備事業</li> <li>○内容：ICT を活用した登山道の安全管理</li> <li>○必要性・効果：登山客の安全確保、登山客の増加</li> </ul>	妙高市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●商工会振興支援事業</li> <li>●街なか賑わい活動支援事業</li> <li>○内容：商工会が実施する経営改善普及事業及び地域総合振興事業に対する補助、商工会議所等が取り組むイベント等の賑わい活動に対し、補助金を交付</li> <li>○必要性・効果：商工業者の経営改善、地域経済の活性化</li> </ul>	妙高市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●企業立地促進事業</li> <li>○内容：地域資源及び遊休施設等を活用した企業誘致の実施と進出・拡張企業への支援</li> <li>○必要性・効果：企業の事業拡大による雇用の創出</li> </ul>	妙高市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●観光誘客推進事業</li> <li>○内容：観光事業者等の誘客事業に対する補助、友好都市との交流</li> <li>○必要性・効果：観光産業の活性化と誘客拡大</li> </ul>	妙高市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域経済活性化支援事業</li> <li>○内容：地域内の消費喚起を図るための取組を行う団体に対する支援</li> <li>○必要性・効果：地域経済の活性化</li> </ul>	妙高市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●クアオルト推進体制整備事業</li> <li>○内容：クアオルトを推進するために必要な取組の支援</li> <li>○必要性・効果：観光産業の活性化</li> </ul>	妙高市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●妙高高原ビジターセンター管理運営事業</li> <li>○内容：妙高高原ビジターセンターの管理運営</li> </ul>	妙高市	

○必要性・効果：自然環境の保護及び魅力発信、観光産業の活性化		
<p>●鳥獣対策事業</p> <p>○内容：野生鳥獣の防除活動、捕獲及び住民への注意喚起、情報提供</p> <p>○必要性・効果：野生鳥獣による人的被害、農作物等への被害防止</p>	妙高市	
<p>●米政策推進対策事業</p> <p>○内容：非主食用米や園芸作物等の転作を行う水田農家に対する補助</p> <p>○必要性・効果：農業経営の複合化促進、園芸作物の振興</p>	妙高市	
<p>●担い手確保支援事業</p> <p>○内容：農地中間管理機構を活用した農地の貸借に対する補助</p> <p>○必要性・効果：担い手への農地の集積、集約化の促進</p>	妙高市	
<p>●農業機械・施設整備事業</p> <p>○内容：農業機械・施設の導入支援</p> <p>○必要性・効果：農業経営規模の拡大と効率化、園芸作物の振興</p>	妙高市	
<p>●むらづくり農業基盤整備事業</p> <p>○内容：集落が行う農業基盤の整備支援・補助金交付、原材料支給など</p> <p>○必要性・効果：未整備の農道・用排水路の整備促進</p>	妙高市	
<p>●中山間地域等直接支払事業</p> <p>○内容：集落協定に基づき農地保全や農業生産活動の継続に向けた取組を行っている集落に対し、交付金を交付</p> <p>○必要性・効果：中山間地域が持つ多面的機能（水源涵養、自然環境保全、土砂災害防止など）の維持や耕作放棄地の発生抑制</p>	妙高市	
<p>●環境保全型農業直接支払事業</p> <p>○内容：環境保全効果の高い営農活動の取組に対し、交付金を交付</p> <p>○必要性・効果：地球温暖化防止や生物多様性保全</p>	妙高市	

	<p>●多面的機能支払事業</p> <p>○内容：水路や農道など地域資源の保全活動や長寿命化のための活動に対し、交付金を交付</p> <p>○必要性・効果：農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮</p>	妙高市	
	<p>●未整備農地集積事業</p> <p>○内容：未整備農地を取得、賃借して耕作する農家に対する補助</p> <p>○必要性・効果：耕作放棄地の発生抑制</p>	妙高市	
	<p>●六次産業化推進事業</p> <p>○内容：農業者を主体とした地域資源を活用した生産活動の活発化と、新たな地域産品開発や販路拡大の取組の推進</p> <p>○必要性・効果：農林業者所得の向上、荒廃農地の発生抑制</p>	妙高市	
	<p>●森林多面的機能発揮対策事業</p> <p>○内容：森林の適正な整備に対する支援 民有林の整備面積 年間約 30ha</p> <p>○必要性・効果：森林の持つ多面的機能（水源涵養、山地災害防止、地球温暖化の緩和、生態系の保全など）の維持</p>	妙高市	
	<p>●森林公園等適正管理事業</p> <p>○内容：森林公園等の適正な管理</p> <p>○必要性・効果：適正な森林公園等の管理</p>	妙高市	
	<p>●ため池等適正管理事業</p> <p>○内容：水辺公園等の適正な管理</p> <p>○必要性・効果：適正な水辺公園等の管理</p>	妙高市	
	<p>●地域活性化施設維持管理事業</p> <p>○内容：地域活性化施設の指定管理者が実施する誘客活動を支援</p> <p>○必要性・効果：地域活性化施設への誘客拡大</p>	妙高市	
	<p>●地籍調査事業</p> <p>○内容：地籍調査の実施</p> <p>○必要性・効果：適正な土地の管理</p>	妙高市	

地域における 情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設			
	通信用鉄塔施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スマート自治体推進事業</li> <li>○登山道等の電波不感エリア解消に向けた施設の整備</li> </ul>	妙高市	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●スマート自治体推進事業</li> <li>○内容：マイナンバーカードを活用した証明書交付サービス等の提供</li> <li>○必要性・効果：住民サービスの向上、手続きの簡素化</li> </ul>	妙高市	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●スマート自治体推進事業</li> <li>○内容：ドローン等を活用した新たなサービスの提供</li> <li>○必要性・効果：住民等の利便性向上、新たなビジネスの創出</li> </ul>	妙高市	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●市役所「ゼロ×スマート」推進事業</li> <li>○内容：文書管理システムの導入等</li> <li>○必要性・効果：業務効率化、ペーパーレス化</li> </ul>	妙高市	
交通施設の整備、 交通手段の確保	(1)市町村道			
	道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市道大鹿西部 23 号線道路改良事業</li> <li>○L=33m、W=5m</li> </ul>	妙高市	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●市道大鹿東部 51 号線道路新設改良事業</li> <li>○L=60m、W=5m</li> </ul>	妙高市	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●市道赤倉温泉 16 号線道路改良事業</li> <li>○L=330m、W=6m</li> </ul>	妙高市	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●市道池の平温泉南北線等道路改良事業</li> <li>○L=840m、W=7m</li> </ul>	妙高市	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●市道毛祝坂二俣線路改良事業</li> <li>○L=200m、W=7m</li> </ul>	妙高市	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●市道川上新保線道路新設改良事業</li> <li>○L=240m、W=7m</li> </ul>	妙高市	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●市道十日市飛田新田線道路新設改良事業</li> <li>○L=717m、W=7m</li> </ul>	妙高市	



	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市道新井 18 号線道路新設改良事業</li> <li>○L=380m、W=8m</li> </ul>	妙高市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市道東関中通線道路新設改良事業</li> <li>○L=153m、W=6m</li> </ul>	妙高市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市道小出雲学校町線道路新設改良事業</li> <li>○L=150m、W=6m</li> </ul>	妙高市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市道柳井田東線道路新設改良事業</li> <li>○L=110m、W=6m</li> </ul>	妙高市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市道飛田飛田新田線道路新設改良事業</li> <li>○L=460m、W=7m</li> </ul>	妙高市	
橋りょう	<ul style="list-style-type: none"> <li>●橋梁長寿命化事業</li> <li>○市道橋の点検委託・設計業務・修繕工事 (栗ノ木坂橋、田切橋等)</li> </ul>	妙高市	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●克雪施設管理事業</li> <li>○克雪施設（消雪パイプ）の更新（市道仲町東線他）</li> </ul>	妙高市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スマート IC 整備事業</li> <li>○上信越自動車道妙高 SA へのスマート IC の整備促進</li> </ul>	妙高市	
(3) 林道			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●林道適正管理事業</li> <li>○林道妙高小谷線乙見隧道修繕 L=68.5m</li> <li>○林道改良</li> <li>○林道施設長寿命化対策</li> </ul>	妙高市	
(9) 道路整備機械等			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●除雪対策事業</li> <li>○除雪ドーザ 5 台更新</li> <li>○ロータリ除雪車 6 台更新</li> </ul>	妙高市	
(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コミュニティバス運行支援事業</li> <li>○内容：NPO 法人が実施するコミュニティバス運行費に対する補助</li> <li>○必要性・効果：地域における交通弱者の移動手段の確保と地域活性化</li> </ul>	妙高市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市営バス運行対策事業</li> <li>○内容：民間路線バス撤退後の市営バスの運行費</li> <li>○必要性・効果：地域における交通弱者の移動手段の確保と観光客の利便性向上</li> </ul>	妙高市	

		<p>●乗合タクシー運行対策事業</p> <p>○内容：タクシー事業者が運行する乗合タクシー運行費に対する補助</p> <p>○必要性・効果：地域における交通弱者の移動手段の確保</p>	妙高市	
		<p>●AI オンデマンド交通運営事業</p> <p>○内容：シェア型デマンド交通等新たな公共交通サービスを提供</p> <p>○必要性・効果：地域における交通弱者の移動手段の確保と持続的な公共交通の運行</p>	妙高市	
		<p>●路線バス運行対策事業</p> <p>○内容：バス事業者が自主運行する路線の運行費に対する補助</p> <p>○必要性・効果：地域における交通弱者の移動手段の確保と地域活性化</p>	妙高市	
		<p>●えちごトキめき鉄道経営支援事業</p> <p>○内容：えちごトキめき鉄道の運行費等に対する補助、利便性向上・利用促進に向け関係機関との取組・連携強化、老朽化の著しい大規模設備更新・駅舎改修等に対する支援</p> <p>○必要性・効果：地域における交通弱者や観光客の移動手段の確保</p>	妙高市	
		<p>●エコモビリティ管理・運営事業</p> <p>○内容：エコモビリティの管理・運営</p> <p>○必要性・効果：脱炭素化に資する2次交通として地域内の交流拠点への移動手段の確保</p>	妙高市	
生活環境の整備	(1)水道施設			
	上水道 簡易水道	<p>●水道施設更新事業</p> <p>○老朽化が進み、耐震性能が不足している水道施設を更新</p>	妙高市	
	(2)下水処理施設			
	公共下水道	<p>●下水道施設改築更新事業</p> <p>○老朽化が進み、耐震性能が不足している下水道施設を更新</p>	妙高市	
		<p>●下水道施設統合事業</p> <p>○浄化センター等の統合</p>	妙高市	

(5) 消防施設			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消防施設整備事業（葎生）</li> <li>○妙高方面隊消防器具置場設置</li> </ul>	妙高市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消防施設整備事業（大鹿）</li> <li>○妙高方面隊ポンプ車導入</li> </ul>	妙高市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消防施設整備事業（五日市）</li> <li>○新井方面隊消防器具置場設置</li> </ul>	妙高市	
(6) 公営住宅			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住宅管理事業</li> <li>○市営朝日町住宅大規模改修</li> </ul>	妙高市	
(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみ減量・リサイクル推進事業</li> <li>○内容：ごみの適正処理と資源化の推進</li> <li>○必要性・効果：衛生的で美しい生活環境の維持とごみの減量による処分費の削減</li> </ul>	妙高市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境衛生対策事業</li> <li>○内容：市クリーン巡視員による巡回監視 不法投棄対策の実施、クリーンパートナー制度の普及</li> <li>○必要性・効果：地域の環境美化の向上</li> </ul>	妙高市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●合併処理浄化槽設置整備事業</li> <li>○内容：合併処理浄化槽設置に対する補助</li> <li>○必要性・効果：公共下水道の区域外での生活環境の向上と水質保全</li> </ul>	妙高市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ゼロ・ウェイスト推進事業</li> <li>○内容：サーキュラー・エコノミーの推進</li> <li>○必要性・効果：プラスチックや食品ロス削減による環境負荷低減</li> </ul>	妙高市	
子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進	(2) 認定こども園		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●認定こども園・保育園園舎等整備事業</li> <li>○妙高高原こども園等の大規模改修</li> </ul>	妙高市
	(3) 高齢者福祉施設		
	高齢者生活福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>●妙高の里改修事業</li> <li>○屋根防水、外壁等改修</li> </ul>	妙高市
	(5) 障害者福祉施設		
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい者グループホーム整備事業</li> <li>○障がい者グループホームの施設整備を支援</li> </ul>	妙高市	

(7) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●妙高保健センター大規模改修事業</li> <li>○屋上防水、空調設備更新等大規模改修</li> </ul>	妙高市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●妙高高原保健センター管理事業</li> <li>○屋根塗装修繕、空調設備更新</li> </ul>	妙高市	
(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一般介護予防事業</li> <li>●介護予防・生活支援サービス事業</li> <li>○内容：高齢者の介護予防やフレイル予防につながる支援の実施</li> <li>○必要性・効果：住み慣れた地域で元気に生活できることによる健康寿命延伸</li> </ul>	妙高市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい者相談支援事業</li> <li>○内容：障がい者の生活相談と支援の実施</li> <li>○必要性・効果：障がい者の社会参加</li> </ul>	妙高市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい者日常生活支援事業</li> <li>○内容：就労機会の拡大に向けた各種事業との連携、就労支援事業所への支援</li> <li>○必要性・効果：就労支援体制の充実</li> </ul>	妙高市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活支援体制整備事業</li> <li>○内容：生活支援コーディネーターの配置による各種事業の展開</li> <li>○必要性・効果：高齢者の健康寿命延伸、生活支援体制の充実</li> </ul>	妙高市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●放課後児童クラブ事業</li> <li>○内容：放課後児童クラブの開設</li> <li>○必要性・効果：保護者の就労と子育てを支援</li> </ul>	妙高市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子ども家庭総合支援拠点運営事業</li> <li>○内容：こども家庭センターの設置に向けた体制整備</li> <li>○必要性・効果：子育て支援体制の充実・強化</li> </ul>	妙高市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●体と心の健康づくり事業</li> <li>○内容：地域や事業所などと連携し、「健康バランス食」の普及、ウォーキングによる健康づくりの推進</li> </ul>	妙高市	

		○必要性：市民主体による日常的な運動習慣や健康づくりの定着、生活習慣病の予防		
		●生活習慣病予防健診・重症化事業 ○内容：市民健診や各種がん検診等の実施と保健指導の実施 ○必要性：早期発見や重症化予防による健康寿命の延伸と医療費削減	妙高市	
医療の確保	(1) 診療施設			
	診療所	●地域医療体制確保事業 ○妙高診療所の屋根及び外壁塗装工事	妙高市	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	●地域医療体制確保事業 ○内容：医師確保と新規開業医に対する支援 ○必要性・効果：医療提供体制の確保	妙高市	
教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎等	●小学校大規模改修事業 ○妙高高原北小学校の外壁改修等 ○斐太北小学校体育館外壁改修 ○新井北小学校体育館外壁改修 ○LED 化工事（新井小学校、斐太北小学校、新井南小学校、新井北小学校、新井中央小学校、妙高高原北小学校、妙高小学校） ●小学校施設管理事業 ○温水設備設置工事（斐太北小学校、新井北小学校、新井中央小学校） ●中学校大規模改修事業 ○新井中学校屋上防水工事 ○妙高中学校給水管改修・外壁改修・屋上防水 ●中学校施設管理事業 ○温水設備設置工事（新井中学校）	妙高市	
		●妙高高原北小学校、妙高高原南小学校統合関連事業 ○統合に伴う校舎等の改修		
	水泳プール	●小学校大規模改修事業 ○妙高高原北小学校プールの改修等	妙高市	

(3)集会施設、体育施設等			
集会施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●妙高コミュニティセンター整備事業</li> <li>○妙高支所の一部をコミュニティセンターに転用改修</li> </ul>	妙高市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●妙高高原支所（メッセ）管理事業</li> <li>○冷温水発生機更新、駐車場舗装修繕等</li> </ul>	妙高市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●妙高高原ふれあい会館外壁等改修事業</li> <li>○屋根及び外壁の塗装・修繕</li> </ul>	妙高市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●妙高市文化ホール・新井総合コミュニティセンター管理運営事業</li> <li>○妙高市文化ホールなどの改修</li> </ul>	妙高市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新図書館等複合施設整備事業</li> <li>○新図書館等複合施設の整備</li> </ul>	妙高市	
体育施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スポーツ施設整備事業</li> <li>○赤倉体育センター、妙高高原スポーツ公園、池の平スポーツ広場、妙高市オールシーズンシャンツェ、妙高ふれあいパーク、新井総合公園などの施設改修</li> </ul>	妙高市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都市公園整備事業</li> <li>○新井総合公園の拡張整備</li> </ul>	妙高市	
(4)過疎地域持続的発展特別事業			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもの通学等対策事業</li> <li>○内容：遠距離通学者を対象としたスクールバスの運行</li> <li>○必要性・効果：児童、生徒の登下校の安全の確保、保護者の経済的負担軽減</li> </ul>	妙高市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スポーツタウンづくり推進事業</li> <li>○内容：統合型スポーツクラブに対するジュニアスポーツクラブ及び各種スポーツ教室等の運営委託、ジュニアスポーツ指導者研修会の開催や資格取得等への支援による指導体制の確保</li> <li>○必要性・効果：地域住民の運動習慣の定着化による健康寿命の延伸、スポーツを通じた地域住民の交流促進</li> </ul>	妙高市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スキーのまち妙高推進事業</li> <li>○内容：ジュニアスキー育成団体に対する選手の育成に係る費用の補助、競技スキー選手の強化・育成事業委託、底辺の拡</li> </ul>	妙高市	

	<p>大、大会等の支援</p> <p>○必要性・効果：ジュニアアスリートの強化と底辺拡大によるスキーの振興</p>		
	<p>●基礎学力向上支援事業</p> <p>○内容：児童生徒の学力・学習状況の把握と家庭学習の支援、1人1台端末の活用</p> <p>○必要性・効果：基礎学力の定着、個別学習や協働学習の充実</p>	妙高市	
	<p>●こども国際交流事業</p> <p>○内容：海外姉妹都市との交流、外国文化の学習</p> <p>○必要性・効果：異文化を体験して、国際理解や国際感覚を醸成</p>	妙高市	
	<p>●教育情報システム最適化業務</p> <p>○内容：専門人材による情報通信技術の活用</p> <p>○必要性・効果：行政事務、教職員事務の効率化等</p>	妙高市	
	<p>●教育振興事業</p> <p>○内容：学校と地域の連携を深める妙高型イェナプラン教育の推進</p> <p>○必要性・効果：児童生徒の主体性・自主性の育成</p>	妙高市	
	<p>●生涯学習推進事業</p> <p>○内容：生涯学習指導員を配置し、生涯学習プランに基づく学習プログラムの企画、実施、オンラインやサテライト会場の開設による学習機会の提供、地域活動人材の登録・活用</p> <p>○必要性・効果：住民の学びの意欲を喚起し、学びの循環を促進</p>	妙高市	
	<p>●SDGs 普及啓発事業</p> <p>○内容：イベント等を通じたSDGsの学習</p> <p>○必要性・効果：住民へSDGsを意識づけし、持続可能な地域づくりを促進</p>	妙高市	
集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業		
	<p>●地域づくり応援事業</p> <p>○内容：地域づくり活動団体の自主活動に</p>	妙高市	

		<p>対する補助、地域運営組織への支援</p> <p>○必要性・効果：地域の絆やつながりを深める事業の促進による地域の活性化</p>		
		<p>●空き家等適正管理事業</p> <p>○内容：特定空き家等の適正管理に関する支援（除却の補助、地域による協働作業への助成等）</p> <p>○必要性・効果：空き家に隣接する住民の不安解消と安全確保</p>	妙高市	
		<p>●地域コミュニティ施設管理事業</p> <p>○内容：地域集会施設等に必要な工事・修繕、解体、耐震化等に対する補助</p> <p>○必要性・効果：適正な集会施設の維持管理</p>	妙高市	
		<p>●雪国妙高住まいの克雪対策推進事業</p> <p>○内容：既存住宅の克雪化改修工事や命綱等の安全対策工事に対する補助</p> <p>○必要性・効果：屋根雪処理の負担軽減と屋根雪除雪に伴う事後防止</p>	妙高市	
地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等			
	地域文化振興施設	<p>●文化財展示施設等管理運営事業</p> <p>○関川関所道の歴史館の展示内容や施設のリニューアル</p>	妙高市	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
		<p>●妙高歴史遺産活用推進事業</p> <p>○内容：斐太歴史の里、関山神社周辺文化財群、関川関所の価値や魅力の発信</p> <p>○必要性・効果：地域の活性化、観光振興</p>	妙高市	
再生可能エネルギーの利用の推進	(1)再生可能エネルギー利用施設			
		<p>●再生可能エネルギー整備事業</p> <p>○地熱発電等の付帯施設整備</p> <p>○公共施設の太陽光発電設備等整備</p>	妙高市	
		<p>●市役所ゼロカーボン推進事業</p> <p>○妙高市役所地球温暖化対策実行計画に基づく取組の推進</p>	妙高市	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
		<p>●ゼロカーボン関連事業</p> <p>○内容：妙高市ゼロカーボン実行計画に基づく取組の推進</p>	妙高市	



		○必要性・効果：ゼロカーボンの推進、地域における定着		
		●再生可能エネルギー整備事業 ○内容：民間施設の太陽光発電設備等整備支援、住宅等の省エネ化・再エネ導入等に対する支援、民間事業者等による再エネ開発に対する支援 ○必要性・効果：ゼロカーボンの推進、地域における定着	妙高市	
その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 公共施設の整備			
		●妙高高原支所管理事業 ○高圧受電設備更新、屋根塗装修繕、駐車場舗装修繕等	妙高市	
		●妙高支所管理事業 ○内装及び外壁改修、空調設備の整備等	妙高市	
		●行政モビリティサービス整備事業 ○市役所移動窓口号等による行政サービスの提供等	妙高市	
		●総合計画・SDGs 推進事業 ○SDGs 推進条例及び推進実行計画に基づく取組の推進	妙高市	

■用語解説集（50音順）

NO.	用語	分かりやすい表現又は説明
1	IoT	Internet of Things（インターネット・オブ・シングス）の略称であり、様々な「モノ」がインターネットに接続され、情報のやり取りをする技術
2	ICT	Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略称であり、情報・通信に関連する技術一般の総称
3	ESD	Education for Sustainable Development（エデュケーション・フォー・サステナブル・デベロップメント）の略称であり、持続可能な開発のための教育
4	AI	Artificial Intelligence（アーティフィシアル・インテリジェンス）の略称であり、 <u>言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピューターに行わせる技術</u>
5	エシカル消費	消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと
6	SNS	Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略称であり、 <u>Web上で社会的ネットワークの構築を可能にするサービス</u>
7	SDGs	「Sustainable Development Goals（サステナブル・デベロップメント・ゴールズ）（持続可能な開発目標）」の略称であり、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された国際社会共通の目標
8	SDGs 未来都市	内閣府が2018年度よりSDGsの達成に向けた取組を積極的に進める自治体を公募し、経済・社会・環境の三側面の統合的取組により、新たな価値を創造する提案を行った自治体の中からSDGs未来都市を認定
9	カーボンニュートラル、ゼロカーボン	企業や家庭が排出する二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、排出量の合計を実質的にゼロにする取組
10	サーキュラー・エコノミー	廃棄物を出さずに資源として循環させ、付加価値の最大化を図る経済の仕組み
11	サテライトオフィス	企業や団体の本社・本拠から離れた場所に設置されたオフィス

NO.	用語	分かりやすい表現又は説明
12	シェア型デマンド交通	予約に基づき、指定された時間に指定された場所へ送迎する乗合型の交通サービス
13	スマート農業	ロボット技術や ICT 等の先端技術の活用による新たな農業
14	スマート窓口システム	住所変更などの手続きを届出書に記入することなく行えるシステム
15	ZEH	Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略称であり、高い「断熱」性能をベースに高効率機器等による「創エネ」を組み合わせ、年間のエネルギー消費量の収支ゼロを目指した住宅
16	ZEB	Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称であり、ZEH と同じく、「断熱」「省エネ」「創エネ」で年間のエネルギー消費量の収支ゼロを目指したビル
17	ゼロ・ウェイスト	ごみをゼロにすることを目標に廃棄物を減らす環境社会政策
18	ゼロカーボンパーク	環境省が国立公園において、先行して脱炭素化に取り組むエリアを「ゼロカーボンパーク」として登録
19	地域運営組織	地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織
20	地方分散型社会	人や資源が一部の都市に集中するのではなく、地方を含めてバランスよく分散している社会
21	テレワーク	情報通信技術（ICT）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方 ※「tele＝離れた所」と「work＝働く」をあわせた造語
22	DX	Digital Transformation（デジタル・トランスフォーメーション）の略称であり、デジタル技術によって、人々の生活をより良いものに変革すること
23	5G	5th Generation（ファイブ・ジェネレーション）の略称であり、第5世代移動通信システム
24	ワーケーション	観光地など普段のオフィスとは離れた場所で休暇を楽しみながら働くスタイル ※「work＝働く」と「vacation＝休暇」をあわせた造語



新潟県妙高市

妙高市 企画政策課

〒944-8686 妙高市栄町5番1号

TEL : 0255-74-0044 (ダイヤルイン)

FAX : 0255-72-9841

E-mail:kikakuseisaku@city.myoko.niigata.jp